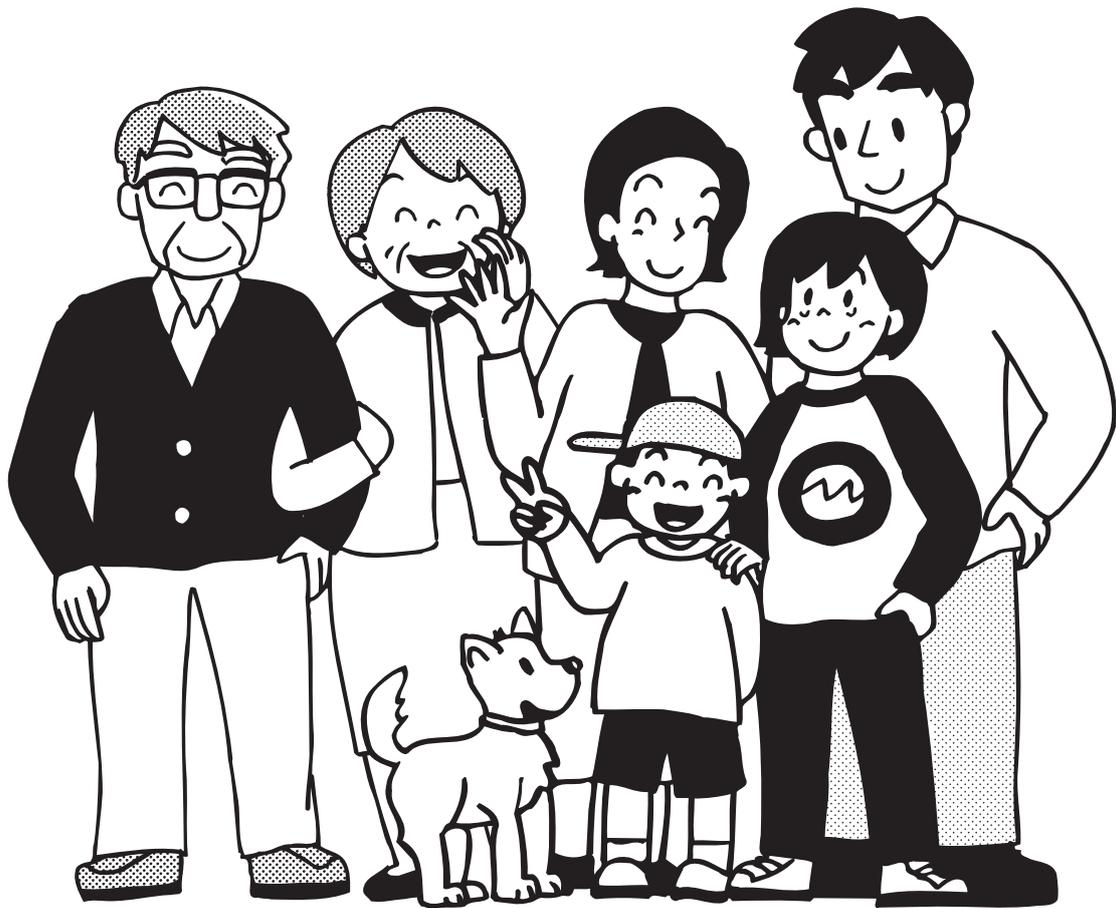


# あきたの司法

2015

## 秋田地域司法計画

秋田における法的サービスと  
権利救済の充実をめざして



秋田弁護士会

Akita Bar Association



# あきたの司法 2015

## もくじ

はじめに .....	3
<b>1 秋田県民のくらしをめぐる法律問題 .....</b>	<b>5</b>
① 多重債務 6	
② 消費者被害 7	
③ 家庭内のトラブル・DV 9	
④ 労働問題 10	
⑤ 貧困 12	
⑥ 子ども 13	
⑦ 高齢者・障がい者 15	
⑧ 犯罪被害者 17	
⑨ 民事介入暴力 20	
⑩ 公害環境 23	
⑪ 自殺問題 24	
⑫ 災害対策 26	
⑬ 憲法問題 27	
⑭ 中小企業 28	
<b>2 刑事裁判をめぐる問題 .....</b>	<b>31</b>
① 刑事弁護活動 32	
② 医療観察法による付添人活動 34	

**3 秋田県における弁護士の活動** ..... 37

- ① 秋田弁護士会 38
- ② 法律事務所・弁護士 40
- ③ ひまわり基金法律事務所 42
- ④ 法律相談センター 42
- ⑤ 法テラス・法律扶助 44

**4 地域と弁護士の協力** ..... 47

- ① 法教育 48
- ② 講師派遣等 49
- ③ 自治体との協力 49
- ④ ADR 51

**5 裁判所・検察庁に向けた働きかけ** ..... 53

- ① 裁判所 54
- ② 検察庁 57
- ③ 刑事施設 58

**附 秋田弁護士会常設相談窓口** ..... 59



## はじめに

秋田弁護士会は、秋田県下に法律事務所を設置している弁護士全員が加入する法定の団体であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、多くの委員会を設置し公益的な活動を行っています。

その活動の一環として、秋田弁護士会は、平成22年3月に「あきたの司法2010」（秋田地域司法計画）を発行し、県民の皆様に対して、秋田における法的サービスや権利救済制度のあるべき姿を提言しました。それから5年を経過し、この5年間の秋田弁護士会の活動の成果や課題を検証したうえで、状況の変化にも対応し、現時点におけるあるべき姿を改めて提言するため、この度、「あきたの司法2015」を発行することになりました。

秋田県の状況を見てみますと、急激な人口減少が続いています。秋田県は、全国47都道府県のうち6番目の面積を持つ県ですが、人口は平成26年12月時点で約103.5万人（日本の総人口の約0.81%、都道府県別では38番目）であり、平成25年12月時点と比較すると約13,500名も減少し、今後も急激な人口減少が想定されています。また、秋田県においては、65歳以上の県民の占める割合は30%を超え、高齢化率は全国で最も高い数値です。また、秋田県は自殺率が高いことも指摘されています。

このような現状の中で、秋田で暮らす県民は、さまざまな法的問題で頭を悩ませています。その問題の解決や権利救済を図るべき弁護士・弁護士会、裁判所、検察庁などの現状がどのようになっているかを明らかにする必要があります。

また、「あきたの司法2015」では、秋田弁護士会の活動内容の紹介にも力点を置きました。これは、県民の皆様は、秋田弁護士会の活動を知っていただき、とかく敷居が高いといわれる弁護士・弁護士会が、実は利用しやすく頼りやすい身近な存在であることを分かっていたいただきたいと考えたからです。

さきほど、急激な人口減少等秋田県の現状の問題点を指摘いたしました。秋田の弁護士は、秋田県が四季折々の自然に恵まれた人情味あふれる素晴らしい県であることも知っています。秋田の弁護士は、秋田県の実情を把握し、地元に着した活動を行っています。秋田の弁護士は、秋田県の司法が少しでも改善されることを強く望んでいます。そんな秋田の弁護士こそが、秋田県の地域司法について、法的サービスや権利救済制度のあるべき姿を提言するにふさわしいと考えています。

県民の皆様、自治体などの行政関係者、立法に携わる方々、司法関係の方々等におかれましては、是非とも「あきたの司法2015」を活用してください。また、「あきたの司法2015」に対する御意見や御提言をいただければ、参考とさせていただきますので、お気軽に秋田弁護士会までお寄せください。

1

# 秋田県民の くらしをめぐる 法律問題

あきたの司法 2015

# 1 多重債務

## ① 現 状

多重債務とは、複数の貸し手より借金をしている状態のことを指します。我が国の消費者金融の利用者は約1,279万人、そのうち5件以上の借り入れがある多重債務者は27万人(平均借入残高197万円)いるとされています(平成25年6月現在,日本信用情報機構発表)。これを人口比にすれば、秋田県でも約2,200人が、5件以上の借り入れがある多重債務に陥っていると推察されます。

秋田弁護士会の法律相談センター及びサラ金・クレジット相談センターで行われた法律相談では、平成25年は相談件数全体のうち、約27%が多重債務に関する相談でした。つまり、法律相談のおよそ4件に1件が多重債務に関する相談であったということになります。

多重債務者となる年代は幅広く、また、多重債務に陥る原因は、保証や借金の肩代わり、住宅ローンの支払い、ギャンブルや浪費などのほか、失業や減給、病気や事故による支出の増大と収入減など、じつにさまざまです。このように、誰もが予期しない事態により多重債務に陥ってしまう危険があるといえます。

また、多重債務が自殺の原因となる場合があることも見逃すことのできない問題です。統計では、経済的理由による自殺が平成24年は25%、平成25年は23%となっており、これらはいずれも病苦による自殺に次ぐ割合の高さとなっています(警察庁統計より)。

こうした多重債務問題への対策として、平成22年6月には改正貸金業法が施行され、借入額の総量規制や上限金利の引き下げ等が行われました。

## ② 多重債務に対する当会の取り組み

### ア サラクレ相談センター

秋田弁護士会では、平成13年7月より、サラ金やクレジット相談の専門窓口としてサラ金・クレジット相談センター(サラクレ相談センター)を設け、毎週月曜から金曜までの毎日、秋田市内のサラクレ相談センター登録弁護士の事務所において、1日6人の枠で相談を受け付けています。また、平成20年5月からは初回の相談料を無料としています。同センターに寄せられた相談件数は、平成23年が608件、平成24年が319件、そして平成25年が206件となっており、減少傾向にあるといえます。

サラクレ相談センターでの相談を受けた会員は、相談者が事件処理を依頼したいとの意思を表示したときには、特別な事情がない限り受任するよう努めることとなっており、また、着手金等に関しても、法律扶助制度の利用や、分割受領に応じるよう努めることとなっています。

より多数の県民の方々に相談に来ていただけるよう、広報活動にも力を入れ、秋田魁新報への広告を掲載したり、秋田弁護士会ホームページに多重債務相談のバナーを設けるなどしています。

### イ 他機関との連携・協力

秋田弁護士会は、県内各自治体が主催する多重債務者の掘り起こし・救済のための定期的な無料相談会に会員を派遣しているほか、東北財務局の巡回法律相談への協力や法テラスとの共催による全国一斉無料法律相談の実施など、他機関との連携・協力のもと

で、多重債務者の救済を図るべく尽力しています。

#### ウ 事例検討会の実施

秋田弁護士会では、多重債務問題の解決については、会員間の情報の共有・意見の交換が必要であると考え、サラクレ相談センター登録弁護士によるメーリングリストを開設したり、定期的に事例検討会を開催したりしています。これらには多数の会員が参加し、研鑽を積んでいます。

### ③ 今後の展望

サラクレ相談センターの相談件数は減少傾向にあるといえますが、それでも一定数の多重債務に陥っている方がいるという状況に変わりはありません。寄せられた相談の中には、収入減によりその後の支払が見込めず、任意整理による解決が困難なばかりか自己破産後の生活も見通しが見つからないなど、より深刻な内容の事案も見受けられます。

秋田弁護士会では、これらの多重債務に悩んでいる方が早期に適切な指導を受け、経済状況の改善を図ることができるように、今後も相談体制を充実させ、また、各自治体との連携・協力を図るなどしていきます。

さらに、秋田弁護士会が多重債務問題についての相談体制を整えていることを県民の方々に広く認識していただき、より利用しやすい制度となるように、広報活動も行っていく予定です。

## 2 消費者被害

### ① 現 状

#### ア 秋田県における消費者相談

秋田県、及び県内各市町村に寄せられた消費生活相談の件数は、平成23年度で5,579件、平成24年度で5,735件ありました。県（生活センター及び地域振興局）と、各市町村がおおよそ半数ずつの割合となっています。

県への相談の中では、運輸・通信サービスに関わる相談が全体の相談件数のおおよそ25%を占めています。具体的には、アダルト情報サイトや出会い系サイト関係、その他デジタルコンテンツやインターネット通信サービスに関わる相談が寄せられています。この運輸・通信サービスに関わる相談は近年で最も多い相談となっています。

次いで、金融・保険サービスに関わる相談も多く寄せられています。その内容は、融資サービス関係、ファンド型投資、未公開株・公社債など多岐にわたります。

#### イ 大規模消費者被害

消費者被害の中には、かつての豊田商事事件に代表されるように、全国に多数の被害者が発生する事件があります。近年では、円天L&G事件や安愚楽牧場事件など、投資名下での大規模な詐欺事件が発生しました。

秋田県でも、海外先物取引を装った巨額の詐欺被害が出たファーストオプション事件、エビ養殖への投資詐欺被害が出たワールドオーシャンファーム事件、美容石鹸の使用による健康被害が出た茶のしずく石鹸事件など、県内に多数の被害者が出た消費者事件が発生しています。

## ② これまでの対応

秋田弁護士会はこれまで、県内において多数の被害が発生しているとうかがわれる事件については、被害対策110番を設置し無料で電話相談を受け付けたり、被害者説明会を開催したりするなどして、現状の説明や報告、今後の対応についてのアドバイスを行うなどの対応をとってきました。

消費者問題対策委員会においては、県内各自治体の消費生活相談員らとの情報・意見交換会をおおむね2か月に1回程度、開催しています。実際に相談を受けた被害事例について相談員の人たちから情報提供を受けることにより、被害の発生をいち早く知ることができているほか、被害事例について法的観点からの問題点を指摘するなどして活発な意見交換を行っています。

また、具体的事件について受任した会員が被害回復のために活動することはもちろんですが、大規模な消費者被害が発生した際には、消費者問題対策委員会の委員が中心となって被害対策弁護団を結成し、集団訴訟を提起するなどの活動を行ってきました。最近では、石鹼の使用による健康被害（茶のしずく石鹼事件）などで活動の実績があります。

## ③ 取り組みの課題

### ア 情報意見交換会の充実・自治体相談窓口との連携

前述した情報意見交換会は、個人で業務を行うことの多い弁護士にとっては、最新の被害事例に接し、情報を共有することのできる貴重な機会ですので、同会の継続と内容の一層の充実をはかります。また、被害に遭われた方が弁護士に早期にアクセスできるように、このネットワークを利用して自治体相談窓口との連携を深めていきたいと考えています。

### イ 消費者教育の推進に向けた活動・広報

被害が発生してからでは、完全な回復が困難であることが通常です。被害の発生を未然に防ぐための取り組みの1つとして、消費者への啓発活動があります。秋田弁護士会では従来から高校に出向いて出前講座を行うなどして消費者教育に取り組んできましたが、今後はその対象を拡大し、また内容についても一層の充実を図るなどして、より積極的に消費者教育の推進に向けた活動を行っていきます。

また、これらの活動を知られていなければ利用にはつながりませんので、周知徹底するための広報活動も工夫しなければなりません。

### ウ 会内研修等による研鑽

消費者被害、特に悪質商法は時代とともにその手法が多様化・複雑化しており、また、特定商取引法等の法改正もたびたびされているところであります。消費者被害の救済にあたる弁護士としては、これらの変化や法改正に対応した上で活動しなければなりません。そこで、日本弁護士連合会（以下、日弁連）で主催している会員向け研修への積極的な参加を呼びかけるほか、特定の分野についての会内研修・講習の実施も検討し、会員のスキルアップを図っていきます。

## 3 家庭内のトラブル・DV

### ① 現 状

#### ア 離 婚

家庭内のトラブルの中で、最も多いとされているのが、離婚です。

昭和63年から右肩上がりだった全国の離婚件数は、平成14年には28万9,836件にのぼりました。以後は平成21年を除いて減少を続けていますが、平成24年には23万5,406件となっています。

秋田県においても、以前より減少しているとはいえ、平成24年で1,495件にのぼります。ただ、人口1,000人当たりの離婚率をみると、平成24年は全国1.87に対して秋田県は1.41であり、秋田県は全国的には離婚率の低い県といえます。

#### イ 相 続

家庭内のトラブルの中で、離婚に次いで多いのが相続に関する問題といわれています。秋田弁護士会の法律相談センターや法テラス秋田における法律相談件数は、年間約200件にのぼります。

#### ウ 家事調停

当事者間の話し合いで解決しない問題は、家庭裁判所で解決を図ることが考えられます。秋田県内の家庭裁判所に申し立てられた家事調停事件数は、以下のとおりです。夫婦関係調整調停（いわゆる離婚調停等）が半数近くを占めていますが、近年では、婚姻費用分担（結婚期間中の生活費の分担）や遺産分割等の申し立ても増えています。

秋田県内の家庭裁判所に申し立てられた家事調停件数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
夫婦関係調整	460	437	395	391
子の監護に関する処分	200	218	227	221
親権者変更等	55	59	39	33
婚姻費用分担	36	61	62	90
親族間の紛争	24	33	21	16
遺産分割	63	81	72	85
その他	104	121	89	105
総 数	942	1010	905	941

#### エ DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）

近年、秋田県内におけるDV（殴ったり物を投げつけたりする物理的な暴力だけでなく、侮蔑、恫喝、無視、不保護といった精神的暴力や虐待も含まれます）の事件も増加しています。

秋田県女性相談所における相談件数（実人員）は、平成23年度で1,861件、平成24年度で1,817件、平成25年度で1,853件であり、そのうち配偶者等の暴力による被害者からの相談件数は、平成23年度で858件、平成24年度で863件、平成25年度で923件と増加しています。

また、秋田県警察におけるDV事案の取扱件数も、平成21年で147件だったのが、平成25年には409件と2倍以上に増加しています。

## ② これまでの秋田弁護士会の取り組み

### ア 電話による無料相談

秋田弁護士会では、「女性の権利110番」や「相続・遺言110番」（平成25年から「高齢者のための全国一斉電話相談」として実施）という電話による無料相談を毎年各1回行っています。

過去5年間に寄せられた相談件数は、以下のとおりです。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
女性の権利110番	22	13	22	8	20
相続・遺言110番	53	57	16	4	

### イ 面談による法律相談

秋田弁護士会では、毎週月曜日から土曜日まで、弁護士会館や弁護士事務所等で面談による法律相談を行っていますので、家庭のトラブルやDVについても適宜法律相談を受けることができ、法テラスの相談援助（無料相談）も利用することができます。

### ウ 弁護士研修

家庭内のトラブルやDVに関しては、家事事件手続法などの新法制定や法改正が続いているため、秋田弁護士会では、弁護士を対象にした研修などを実施して、県民により良い法的支援を提供できるよう研鑽を重ねています。

### エ 関連機関との連携

秋田弁護士会は、秋田県DV防止対策連絡協議会や配偶者暴力相談支援ネットワーク会議等に参加し、秋田県をはじめとするDV防止に取り組む他機関との情報交換や対策の協議等を行っています。

## ③ 今後の秋田弁護士会の取り組み

秋田弁護士会として、今後とも、家庭のトラブル等に関わる110番活動や法律相談を実施して、県民の法的需要に応じていくつもりです。

また、家庭内のトラブルは、当事者の生活全般を巻き込んだ問題となることが多いため、互いに冷静な判断ができなくなったり、DV事件の場合には、被害者の安全を早急に確保する必要があったりするなど、法的支援が特に必要とされる分野であり、複数の弁護士による支援体制が有効な場合もあります。

これらの需要に応えるために、秋田弁護士会としては、さらなる研修などを通じて研鑽するとともに、積極的に関連機関と情報交換や協議を行って、秋田県における家庭内のトラブルやDVに連携して対応することのできる体制を検討していく必要があります。

## 4 労働問題

### ① 現 状

厚生労働省の発表によると、全国各地の労働局等に寄せられた総合労働相談（労働問題に関するあらゆる相談）の件数は、平成21年度をピークに減少傾向にあります。平成19年度から6年連続で100万件を超えており、現在は高止まりといった状況にあるといえま

す。

このような傾向は、秋田県内でも見ることができます。秋田県内の労働局等に寄せられた総合労働相談の件数（相談者数）は、平成21年度の10,692件をピークに減少してはいますが（平成25年度の件数は、7,187件）、平成18年度から8年連続で7,000件を超えており、依然として、多くの相談が寄せられていることが窺えます。

相談の内容についてですが、全国的に見て、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が増加しています。秋田県においても、平成25年度の総合労働相談のうち、労使間トラブルに関する相談（合計2,853件）では、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数（合計723件）が、「解雇」（645件）を上回って、初めてトップに立ちました。平成20年度には、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が430件であったことを考えると、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、最近5年の間に、1.5倍以上も増加したことになります。

秋田弁護士会の運営している法律相談センターにも、平成25年度は72件の労働相談が寄せられています。内訳として、解雇に関する相談が22件、賃金・退職金に関する相談が17件、労災に関する相談が2件、セクハラに関する相談が1件、その他の相談が30件となっています。「いじめ・嫌がらせ」の相談については、その他の相談に含まれますが、相当数の相談件数が寄せられていると思われます。

近年、ブラック企業（違法な労働を強い、労働者の心身を危険にさらす企業）が社会問題となり、職場環境に対する関心が高まっています。「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加している背景には、このような事情があると思われますが、泣き寝入りしてしまう被害者も相当数いることが予想され、実際には、より多くの「いじめ・嫌がらせ」に関する労働問題が発生していると思われます。

## ② 労働紛争解決への道筋

### ア 行政による解決

#### i 都道府県労働局長の助言・指導

解雇・賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間の労働紛争について、労働局長が、当事者に助言や指導をすることによって、自主的な解決を促す制度があります。平成25年度における秋田県内の助言・指導申出受付数は75件で、解決に至ったものは47件となっています。

#### ii 秋田労働局の紛争調整委員会によるあっせん

個々の労働者と使用者間の労働紛争について、具体的なあっせん案を提案するなど、当事者間の調査を行って紛争を解決する制度です。平成25年度には、あっせんの申請が56件あり、うち22件で合意が成立しています。

#### iii 秋田県労働委員会によるあっせん

最近の個別労働紛争増加の現状から、都道府県労働委員会でも、個々の労働者と使用者間の労働紛争について、あっせんなどがされています。秋田県労働委員会においても、平成25年度は6件のあっせん申請があり、うち2件が解決に至っています。

### イ 司法による解決

裁判所における司法による労働紛争解決手段としては、通常の訴訟や労働仮処分といった手続きのほか、簡易・迅速な紛争解決手続きとしての労働審判が存在します（ただし、労働審判が行われるのは、秋田本庁のみです）。

秋田県での労働審判の利用者数（新規受付件数）は、平成22年度が15件、平成23年度

が13件、平成24年度が12件、平成25年度が12件でした。この数は決して多いとはいえ、労働審判という制度が、未だ県民に十分に認知されていないことが窺われます。

### ③ これから秋田弁護士会に求められること

行政に対する相談件数が年間7,000件を超えている一方で、秋田弁護士会が行っている法律相談に対する相談件数は72件に留まっています。

このことから、秋田弁護士会としては、弁護士会が労働問題の法律相談を実施していることを広く知ってもらうため、広報活動を強めます。

労働紛争のなかには、直ちに法的手段をとることが必要なケースや、弁護士が介入することで迅速な解決が図られるケースも少なくありません。行政の相談窓口には多数の相談者が訪れている現状からすると、行政との連絡を密にし、行政の相談窓口から秋田弁護士会を紹介してもらい、県民に対して、適切な法的サービスを提供し、労働者の権利の実現を図る必要があります。

また、労働問題に関する研修等を通じて、弁護士のスキルアップを図り、労働問題に積極的に取り組む弁護士を確保することも必要です。

## 5 貧 困

### ① 現 状

我が国においては、働いても人間らしく生活できる収入を得られないワーキングプアが急増しています。全国において、年収200万円以下で働く民間企業の労働者は、平成18年以降6年連続で1,000万人を超えており、また全雇用労働者のうちに占める非正規労働者の割合も38%を超えるなど、低賃金労働・不安定労働が蔓延しています。生活保護を受けている人は、平成25年10月の時点で216万人となって、毎月のように「過去最高」を更新し続けており、餓死・孤独死の報道も後を絶ちません。

このように拡大する貧困問題に対しては、社会保障制度を一層充実させることが必要であると考えられます。しかしながら、例えば生活保護については、高齢加算の廃止に続き、保護基準自体が引き下げられるなど、社会保障費が抑制される方向で施策が行われており、国民の生活や老後に対する不安が高まっています。社会保障費の削減は、子どものいる家庭への給付削減・負担増加を伴い、子どもを育むべき低所得者層家庭の経済的基盤は、一層脆弱になっています。

秋田県について言えば、平成24年度の平均年収は351万円であり、47都道府県中45位と低い水準にあります。また、最低賃金は、平成25年10月に11円引き上げられて、時給665円となりましたが、最高額である東京都との差は200円以上あります。19年連続で自殺率が全国1位となっている背後には、貧困が根深く存在しており、自殺対策を進める上でも、貧困問題への対応は、不可欠な課題であると考えます。

### ② これまでの秋田弁護士会の対応

秋田弁護士会では、平成22年に貧困問題対策プロジェクトチームを設置し、同年10月、子どもの貧困をテーマに、シンポジウム（『子どもの貧困』を考える in 秋田）を開催しました。平成23年1月には、生活保護法の問題点をテーマに、市民集会（「無くせ貧困！～

秋田の貧困—なくすためには何が必要か〜)を開催しました。それ以降も、年2回ほど、「暮らしとこころの無料法律相談会」を実施し、日常の生活に悩みを抱える市民からの相談に当たりました。また、「奨学金ホットライン」(平成25年2月)、「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」(平成25年10月)、といった電話相談を実施し、債務整理、生活保護申請といった方法について、アドバイスするなどしました。さらに、生活保護、自殺防止ゲートキーパー、貧困問題対策に関する会内学習会を開催し、現に生じている生活保護問題、自殺防止につながる施策、生活困窮者に対する支援活動について、知識と理解を深めました。

それぞれの弁護士も、生活保護申請の同行支援を行ったり、生活保護申請権の侵害を防止するなどの活動を行っており、貧困の救済に積極的に取り組んでいます。

なお、貧困問題対策の活動は恒常的に行う必要があるという観点から、「貧困問題対策プロジェクトチーム」は、現在「貧困問題対策委員会」と改編されました。

### ③ 取り組みの課題

秋田弁護士会としては、今後も、貧困の解消に積極的に取り組み、引き続き、生活困窮者に対する相談を実施するほか、社会保障制度や生活保護等に関する研修を実施し、研鑽を図っていきます。

それだけでなく、ワーキングプアが増大し、貧困が拡大する現状に歯止めをかけるためには、低賃金労働・不安定労働の問題を克服し、社会保障費削減を止めることが不可欠です。秋田弁護士会としては、労働・社会保障に関する法制度を今一度検証し、積極的に意見表明を行うとともに、国・地方公共団体等に対して、貧困問題に関しとるべき施策の実行を求めています。

さらには、これらの問題に取り組む諸団体との協力関係を構築させ、これら団体の活動に対する支援を行うなどして、生活困窮者に人間らしい生活と労働が保障されるよう取り組んでいきます。

## 6 子ども

### ① 少年保護事件

#### ア 現状

全国における一般保護事件(道路交通法違反に係るもの以外の少年保護事件)の家庭裁判所新規受理人員は近年減少傾向にあります。少年を少年鑑別所に収容した上で鑑別を図る観護措置決定に付された事件において、弁護士付添人が選任された割合は上昇傾向にあり、平成18年に26.5%であったものが、平成24年には78.1%になっています。

#### イ 秋田県内の付添人選任率

罪を犯したとされる少年は、成人と異なり、刑事裁判を受けるのではなく、家庭裁判所に送られて、少年審判を受けます。少年審判では、少年をサポートする付添人を選任できることになっており、大半は弁護士が選任されています。

弁護士付添人は、少年の言い分を聞き、証拠をチェックするなどして、適正に事実が認定されるよう活動するほか、家族との関係調整や、今後の生活環境を整えるのに協力するなどして、少年の立ち直りを援助する活動をしています。また、罪を犯した少年が

加害の事実に向き合えるように、少年とコミュニケーションを取って、少年の今後の更生と一緒に考えていくといった活動もしています。

秋田弁護士会では、平成20年1月から、少年鑑別所に入るようになった少年の事件について無料で弁護士を派遣する当番付添人制度を施行しています。また、弁護士が充実した付添人活動を行うことができるように、少年との面会の際に利用するパンフレットを作成し、付添人活動の経験を共有する付添人経験交流会を開催するなどして付添人の活動をバックアップしています。

さらに、平成21年5月に、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたことに伴い、少年が逮捕勾留された段階だけでなく、事件が家庭裁判所に送られた後も、引き続いて弁護士が付添人となって少年をサポートしていけるよう、弁護人となった弁護士に協力を呼びかけるなどの活動をしてきました。

これらの取り組みの成果として、秋田地方裁判所管内において、少年鑑別所に入るようになった少年の事件について、弁護士付添人が選任された割合は、平成18年に8.3%であったものが、平成24年には76.9%に上昇しました。

## ウ 今後の課題

これまで国費によって付添人を選任できる場合は限定されており、選任対象とならない少年のために、付添人の選任・活動に必要な費用について、基金を設け、全国の弁護士が負担してきました。

平成26年4月に少年法の一部を改正する法律が成立し、国費によって付添人を選任する国選付添人制度の対象事件が拡大されました。しかしながら、未だ少年事件全件とはなっておらず、また一定の場合には裁判所の裁量による選任であるため、少年鑑別所に収容された少年の全てに国費で付添人を選任できる「全面的国選付添人制度」の実現が期待されます。それまでの間、国選付添人制度の対象とならなかった事件についても、弁護士が付添人としてサポートしていけるよう、引き続き取り組みをしていきたいと考えています。また、今後とも研修体制を充実させるなどして、付添人活動の質を向上するよう努めていきたいと考えています。

## ② 児童虐待問題

### ア 現状

全国の児童相談所における児童虐待の相談件数は、毎年増加しており、平成24年度には全国で6万6,807件の相談について対応がなされました。また、虐待で死亡した子どもは、全国で99人にのぼっています。秋田県内においても、児童相談所における相談対応件数が平成16年度には81件であったのに対し、平成24年度には198件にのぼっており、児童虐待に対する取り組みの強化が課題となっています。

### イ 児童相談業務へのサポート

秋田弁護士会では、平成20年12月に、子どもの人権に関する委員会の有志で、児童相談所サポートチームを作り、県内の児童相談所からの相談に無料で応じていましたが、平成25年度より、3名（県北、県央、県南各地区ごとに1名）の弁護士を県の嘱託弁護士として派遣し、児童相談所からの相談に対応できるようサポートしています。今後において、児童虐待防止につながる施策が十分実現されるよう、児童相談所のみならず、各自治体とも積極的に連携を図っていきたいと考えています。

### ③ 子どもの人権に関する相談窓口

秋田弁護士会では、子どもの人権に関して、面談による無料相談を実施しています。平成24年度には7件、平成25年度には17件の相談申込みがありました。平成25年度には、相談対応が十分にできるよう、「子どもの権利に関する相談」についての学習会を会内で行いました。今後も、相談窓口の周知に努めるほか、充実した相談を提供できるよう、努めます。

### ④ その他

#### ア いじめの問題

平成23年に発生した大津市のいじめ自殺事件をきっかけにして、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。この法律では、学校や学校の設置者は、いじめにより重大事態が生じた疑いがあるとき、事実関係を明確にするための調査を行う義務があるとされました。秋田弁護士会としては、法律家としての立場で、調査組織のメンバーとして活動できる弁護士を派遣できるよう、体制整備を図りたいと考えています。

#### イ 子どもの手続代理人制度

平成25年1月より家事事件手続法が施行され、子の監護に関する事件や親権者変更の事件等に子どもが利害関係人として参加し、子ども自身の意見や考えを伝えることができるようになりました。

また、そのために子ども自身が弁護士を手続代理人として選任し、あるいは裁判所が子どものために弁護士の手続代理人を選任することができるようになりました。秋田弁護士会でも、そのようなニーズに対応できるよう弁護士の名簿を整え、費用の捻出ができない子どものために費用の援助ができる仕組みを設けました。今後、子どもの手続代理人制度が有効に活用されるよう、制度の周知に努めます。

## 7 高齢者・障がい者

### ① 現 状

#### ア 秋田県の高齢化率

平成26年7月1日時点での秋田県内の65歳以上の高齢者数は、33万7,120人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の方の割合）は、32.4%となっており、平成25年7月1日時点と比べて1.0ポイント上昇しました。秋田県の高齢化率は、平成25年度で全国トップです（平成25年度の全国の高齢化率は25.10%）。平成20年7月1日時点での高齢化率が28.6%、平成15年のそれが25.7%、平成10年のそれが21.9%であったことを考えると、秋田県は年々高齢化が進んでいることがわかります。

平成25年度の65歳以上の高齢者だけの世帯数は、10万6,048世帯、うち一人暮らしは5万8,230世帯で、総世帯数に占める割合がそれぞれ27.0%、14.8%となっており、いずれも平成24年度より増加しています。

昨今の高齢者を取り巻く状況からすると、高齢者が陥りやすい法的トラブルやこれに対する法的援助についても増加傾向となることが予測されます。

また、県内の認知症の高齢者は推計で約5万人に上るとの発表もあり、成年後見制度

の活用など、判断能力が十分でない高齢者に対する法的支援が重要となっています。

#### イ 地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴って、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、介護や財産管理、虐待防止など様々な課題について、地域における総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターが設置されることになりました。

秋田県内には、平成26年4月時点で、55か所に設置されており、うち市町村直営は24か所、法人委託は31か所となっています。

#### ウ 秋田県内の障がい者数

平成26年3月時点での秋田県内の身体障がい者数は5万7,215人、知的障がい者数は合計8,384人(うち18歳未満の障がい児は1,419人)、精神障がい者数は2万5,190人となっています(うち在院患者数は3,605人)。

身体障がい者のうち、最も多いのは肢体に障がいがある方々で3万5,069人となっています。年齢では60歳以上が最多の4万8,630人と全体の84.9%を占めており、身体障がい者の高齢化が進んでいます。

障がい者が陥りやすい法的トラブルには、犯罪や事故の被害に遭う危険性ということも挙げられます。警察不介入である民事分野においては、被害防止及び被害回復のために法的援助が必要となります。特に、精神障がい者については、その認知力が十分でないために、自ら適切な解決手段を選択することが困難であるなどの問題があります。成年後見制度の活用や関係機関との連携により、十分な法的支援がなされるような取り組みを行う必要があります。

#### エ 秋田県内の障がい福祉サービス

障害者総合支援法(改称前の障害者自立支援法)におけるサービスとしては、介護給付や訓練等給付を内容とする障がい福祉サービスを中核とする自立支援給付事業と地域での生活を支える地域生活支援事業があります。このうち、秋田県内には、例えば、自立支援給付事業を行う施設として147か所の居宅介護等事業所、37か所の自立訓練(生活訓練)を行う訓練等給付事業所があるほか、障がい者支援施設、児童デイサービス事業所等が設置されています。

また、身体障がい者向けの療養施設や授産施設、知的障がい者向けの更生施設や授産施設、精神障がい者向けの授産施設なども設置されています。

### ② 秋田弁護士会の取り組み

#### ア 法律相談体制の整備

秋田弁護士会では、高齢者・障害者のための支援センター(通称「あおぞら」)を開設しています。弁護士の事務所での法律相談を原則としますが、来訪することが困難な高齢者・障がい者の方のために、出張法律相談も可能となっています。出張法律相談の申込があれば、日程調整をしたうえで、原則2名の弁護士が出張して法律相談を実施します。出張法律相談については、平成23年の利用は1件、平成24年の利用は1件、平成25年の利用は0件でした。

また、平成26年7月から、日常的に高齢者・障がい者の方と接し、支援や介護の現場で活動されている社会福祉士のために、高齢者・障がい者が抱える法的問題について無料で法律相談が受けられる制度を新たに整備しました。

## イ 関係機関との連携

公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（LL財団）に弁護士を派遣し、法律相談を実施しています。さらに、高齢者の権利擁護のため、秋田県内の関係福祉機関と学習懇談会を開催したり、秋田県高齢者関係相談機関連絡会議や秋田市高齢者虐待防止連絡協議会等との連携を図っています。

## ウ 専門職後見人としての取り組み

秋田弁護士会では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が成年後見制度を利用するにあたり、多くの会員が裁判所から専門職後見人として選任され、後見業務を行っています。

判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## ③ 今後の課題

### ア 法律相談サービス利用の拡充

法的支援を必要としている高齢者・障がい者のニーズに応えられているのか検討の必要があります。特に、秋田県は高齢化が急速に進み、法的支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。自力で弁護士の事務所等までアクセスすることが困難な高齢者や障がい者に対する取り組みについて、今後一層強化を図る必要があります。秋田弁護士会では、法律相談の一層の充実を図るために、相談体制や費用、広報活動についての方策を検討しています。その一環として、日弁連が推進する「ひまわりあんしん事業」のうち無料電話相談制度を導入する予定です。

### イ 関係機関との連携の強化

今後も福祉関係機関との勉強会や意見交換会などを開催して情報共有を行います。

## 8 犯罪被害者

### ① 現 状

#### ア 秋田県内における犯罪の現状

警察庁がまとめている統計によると、平成25年の全国の刑法犯罪認知件数は132万678件、うち重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）は1万4,623件でしたが、秋田県についてみると、認知件数は3,972件、うち重要犯罪は32件であり、認知件数では全国の約0.3%、重要犯罪では約0.2%という結果がでています。平成20年の県内の認知件数が6,134件、重要犯罪が65件でしたので、大幅に減少していることがわかります。秋田県は全都道府県の中で、認知件数、重要犯罪件数ともに、平成24年、25年と、全国で最小の件数でした。

一方で検挙率は、平成25年の全国平均が29.8%であるのに対して秋田県は57.4%であり、全国最上位層をキープしています。

しかしながら、秋田県内においても重大凶悪な事件がなくなった、というわけではありません。重要犯罪の1つに数えられる殺人についてみると、平成20年の4件以降、7件、5件、2件、8件、そして平成25年は5件発生しており、殺人に関していえば、減っているとは評価しにくい結果となっています。

### イ 秋田県内の刑事裁判における被害者参加の現状

平成19年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、一定の犯罪について犯罪被害者等が刑事裁判に参加して被告人への質問や最終意見陳述などを行うことができる犯罪被害者参加制度が利用できるようになり、翌平成20年12月1日から運用が開始されました。

裁判所の司法統計によると、平成21年から24年までの4年間に、全国では2,237件で被害者参加制度の利用がありました。制度創設当初、秋田県でのこの制度の利用は年間3件程度という試算がなされていたそうですが、同じ時期の県内の裁判での利用状況をみると、平成21年に1件、23年に3件であわせて4件の利用があったにとどまっています。地裁単位では函館（3件）に次いで少ない数字です。

## ② あきたの司法2010以後の状況

### ア 相談等の状況

秋田弁護士会では、「犯罪被害者支援センター」を弁護士会内に置き、電話による無料相談を実施しています。同センターへの相談は、犯罪被害者支援センター登録会員が担当しており、近時の相談実績は、平成21年度が6件（本庁4件、支部2件、うち1件は面接相談も実施）、平成22年度が4件（本庁2件、支部2件、うち2件は面接相談も実施）、平成23年度は1件（本庁1件、支部0件）、平成24年度は10件（本庁7件、支部3件、うち3件は面接相談も実施）、そして平成25年度は6件（本庁5件、支部1件、うち2件は面接相談も実施）となっています。

また、法テラスに犯罪被害者からの相談が寄せられた場合、犯罪被害者等の求めに応じ、法テラスは「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（いわゆる精通弁護士）」名簿に登録している弁護士を紹介しています。ここ数年の紹介実績は、平成23年度、24年度が各3件、25年度が2件です。

### イ 各種相談等担当名簿登録数の推移

ここまでにありとおり、犯罪被害者支援の相談については大きくわけて「秋田弁護士会犯罪被害者支援センター」「法テラスによる犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（いわゆる精通弁護士）紹介」がありそれぞれ名簿があります。また、被害者参加弁護士を国の費用でつける「国選被害者参加弁護士」に選定されるにはそのための名簿に登録されることが必要です。この3つの名簿への登録要件はそれぞれ少しずつ異なっており、登録人数もそれぞれ違っているのですが、平成26年7月15日時点での登録者数を平成21年末の時点と比較してみると、被害者支援センター登録は49名から51名へ、「いわゆる精通弁護士」は32名から38名へ、そして国選被害者参加弁護士登録は15名から29名に増加しています。

あきたの司法2010策定時点で特に不足が懸念されたのは最後の国選被害者参加弁護士名簿登録者数でありましたが、順調な伸びを見せています。当初の想定ほどには被害者参加の件数が多くなっていないこともあいまって、現時点では人数の不足を感じる状況ではなくなっています。

## ウ 会内研修及び各種研修派遣

犯罪被害者からの相談に対しては、二次被害を生じさせることのないように、十分な配慮が必要です。また、近時、急速に被害者保護に向けての法改正がなされたことから、法律に対する正確な知識を付け、適正な解釈運用に向けた取り組みは不可欠です。

あきたの司法2010策定時には、秋田弁護士会内での独自の研修は開催されていませんでしたが、平成25年度より、それまで日弁連が実施する研修を中継して受講していたものをあらため、外部講師をお招きしてお話をうかがうなど、会が企画した独自の研修を行っています。

またそれとあわせて、日弁連が毎年行っている犯罪被害者の全国交流集会や、東北弁護士会連合会が始めた東北六県での犯罪被害者支援に関する経験交流集会に積極的に会員を派遣して研鑽に努めるようにしています。

## ③ 今後の取り組み

### ア スキルアップに向けて

犯罪の被害に遭われたかたの肉体的・精神的苦痛はたいへん大きいもので、その心情をきちんと理解した上で、法律家としてできることを正しく助言し、あるいは代理人として活動していくことが求められます。犯罪被害者に対して各所で実施されるアンケートでも、被害者を救うはずのわれわれ法律家や捜査機関の言動で傷つけられてしまった、という回答がなされることがよくあります。

犯罪被害者支援という分野が弁護士の業務の中でも徐々に認知されてきましたが、おのおの弁護士の独自の研鑽に委ねるばかりではなく、上記にあげた会内研修等を通じて、被害者支援に携わる秋田弁護士会の会員全てのスキルアップができるようにしていく必要があります。

### イ 広報活動

徐々に認知されてきたとはいえ、弁護士が、犯罪被害者の支援を行っているというのは、やはりまだまだ知られていないと感じます。どうしても、「弁護士＝刑事弁護」のイメージが強く、被害者の側に（とりわけ刑事裁判において）弁護士がつく、ということはあまり想像されていないようです。

この点、弁護士も犯罪被害者支援活動を行います、ということを知周するため、秋田弁護士会のホームページの表記などにも工夫をしていく必要があると考えます。

### ウ 関係各所との連携の強化

犯罪被害者支援に関しては、警察署、検察庁にも窓口があるほか、民間団体として公益社団法人秋田被害者支援センターなどが直接支援活動を行っています。秋田弁護士会でもこれら各関係機関との連携を念頭におき、ここ数年で、各所と協議の場を持つことができたり、あるいは、秋田県が実施している実務担当者向けの研修に委員が参加したり、県主催の犯罪被害者支援イベントに参加したりもしているところです。

犯罪被害者支援については、法律的な問題だけではなく精神的な支援も含め様々な側面があり、弁護士だけではサポートが難しい場面が存在します。その一方で、刑事裁判における被害者参加制度・損害賠償命令制度に代表されるように、弁護士が積極的に関わっていく必要性の高い場面もあり、相互の連携が重要となります。また、犯罪被害に遭われた方にとっては、「この手続はこっち、その話はあっち」とされたのでは、ただでさえお話しするのがつらいところを、行く先々で一からお話ししなければならず、こ

れも大きな負担になることは想像に難くありません。

今後も、関係各所との連携・協力態勢作りを進め、上手な役割分担で被害者支援活動の一端を担えるようにしていきたいと思います。

## 9 民事介入暴力

### ① 現 状

#### ア 暴力団情勢

全国の暴力団員の数は、平成25年末現在約5万8,000人で、前年に比べて約4,600人減少しました。

秋田県内の暴力団勢力は、平成25年末現在11組織・約180人で、組織数、暴力団員数とも減少傾向にあります。地域別にみると、秋田市内で全体の約65パーセントを占める約120人が活動しています。

#### イ 最近の特徴

##### i 暴力団の寡占化

広域暴力団である六代目山口組、住吉会、稲川会の主要3団体による勢力の寡占化が依然として続いており、平成25年末のこれら主要3団体の構成員及び準構成員の総数は約4万2,300人で、暴力団全体の72.9パーセントを占めています。

秋田県内でも、山口組、住吉会、稲川会の主要3団体が全体の90パーセントを占めており、寡占状態がより顕著であります。

##### ii 資金獲得活動の多様化

かねてから指摘されていることですが、暴力団員は、伝統的資金獲得活動（薬物・銃器・恐喝・賭博等）に加え、建設業、不動産業、金融・証券市場に進出して、企業活動を装って一般社会での資金獲得活動を活発化させています。また、公共事業に介入して資金獲得をしたり、公的融資制度を悪用した詐欺事件を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。ヤミ金や振り込め詐欺の背後に暴力団が存在することもつとに指摘されています。

これらは、平成4年に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、暴力団の威力を背景に公然と行う資金獲得活動が困難になったためであると考えられます。

##### iii 暴力団の不透明化、潜在化

暴対法が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤去し、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠ぺいする傾向が強まっています。

暴力団の不透明化や資金活動の多様化に伴い、被害が発生した場合でも、警察の摘発が従来に比べて困難になり、より高度な法的判断や複雑な証拠の収集といった法的な対応が必要になっていると思われれます。従って、市民からの被害申告とこれに対する適切迅速な法的処理が重要であると考えられます。

##### iv 暴力団対策の変化

暴力団対策の要諦は、暴力団の資金源を断つことです。他方で、既に述べたとおり、暴力団は一般社会での資金獲得活動を活発化させていて、資金獲得活動は多様化しています。

そこで、一般社会における取引関係から暴力団を排除するために、契約の締結をするにあたって暴排条項を盛り込むなど、取引関係からの暴排の動きが進んでいます。

## ② これまでの秋田弁護士会の対応

### ア 情報収集・調査研究

民事介入暴力対策委員会において、民事介入暴力に対する情報収集・調査研究を行っています。

また、各委員は、暴力団排除に向けた運動や被害救済の中心を担っています。

### イ 法律相談・事件受任

「民事介入暴力被害者救済センター」を設置し、被害者の法律相談から事件の受任まで対応しています。

事件の受任については複数の弁護士がチームを組んで対応し、また、県北・県央・県南と三ブロックに分けて人員を配置しています。

### ウ 他機関との連携

民暴被害を未然に防止し、また、被害を最小限に食い止めるためには、関係各機関との情報交換や研究活動を継続し、かつ、いざという時に迅速に連携した対応をとることができる仕組みの構築が必要です。そのため、秋田弁護士会では、他機関との連携を進めています。

#### i 暴追センター・秋田県警との連携

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議（以下「暴追センター」という）、秋田県警との三者間申合せ（平成13年10月）に基づき、暴力団排除に関する情報交換・研究を目的として、毎年定期的に民暴研究会を実施しています。

暴追センターと業務委託契約を締結し、暴追センターに寄せられる相談に即応するため毎月担当弁護士が待機する制度を設けており、また、暴追センターが実施する不当要求防止責任者講習会に講師を派遣しています。

また、暴追センターは、平成26年7月、住民に代わって暴力団事務所の使用差し止め訴訟を提起することができる「適格都道府県センター」に認定されました。秋田弁護士会から、同センターの専門委員として弁護士2名を派遣しています。

#### ii 各種団体との連携

証券取引からの暴力団排除を目的とする「秋田県証券警察連絡協議会」に民事介入暴力対策委員会委員長が顧問として参加しています。

銀行取引からの暴力団排除を目的とする「秋田県銀行警察連絡協議会」に民事介入暴力対策委員会委員長が構成員として参加しています。

警備業からの暴力団排除を目的とする「秋田県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会」に民事介入暴力対策委員会委員長が顧問として参加しています。

#### iii 秋田県ゴルフ場暴力団排除同盟への参加

ゴルフ場からの暴力団排除を目的とする「秋田県ゴルフ場暴力団排除同盟」の結成を支援し、同同盟に参加しています。

#### iv 一般企業等から暴力団排除に関する講演依頼があった場合には、委員を講師として派遣しています。

### エ 暴力団組事務所の撤去活動

秋田弁護士会の民事介入暴力対策委員会委員が中心となって、平成3年に市民からの

要請を受け、分裂騒動を起こしていた暴力団極東会系佐藤会の本部事務所の撤去活動に取り組み、市民、秋田県警、暴追センターと連携し、事務所使用禁止の仮処分を勝ち取ることができました。

平成17年には、大仙市内の山口組傘下の組事務所撤去に関し内容証明郵便の送付等の法的対応をとり、組事務所撤去に成功しました。また、秋田駅周辺に事務所を構え長期間にわたり市民の撤去運動が継続していた玄武会（現兼昭会）の組事務所を秋田県警と連携を取りながら撤去することができました。

### ③ 今後の取り組みについて

#### ア 被害事案、法令・裁判例の調査・研究

社会情勢の変化に伴い暴力団・反社会的勢力の手口は変化・巧妙化し、これに対応すべく法令等の制定・改正も行われています。また、暴力団排除に関する様々な裁判例も出ています。民事介入暴力対策委員会では、これらの調査・研究を継続して行い、適切な被害予防・救済を図ります。

#### イ 責任者講習の充実

上記調査・研究やこれまでの経験をふまえ、市民の皆様の安心安全をバックアップすべく、暴力団排除に関する情報提供、講師派遣を積極的に進めていきます。

#### ウ 組事務所の撤去活動

現在も秋田県内に複数の暴力団事務所が存在しています。住民からの要請があれば直ちに撤去活動に取り組めるように法令や裁判例の調査・研究を進めていきます。

#### エ 関係諸団体との連携の強化

暴力団排除のため、秋田県警・暴追センターその他各団体との連携を強化します。

#### オ 縁切り同盟の結成

飲食店等からの「みかじめ料」は依然として暴力団の主要な資金源です。暴力団を弱体化させるためには、その資金源を断つことが重要です。秋田弁護士会は、飲食店等が一致団結してみかじめ料等の支払いを拒絶する「縁切り同盟」についての調査・研究を進め、関係各団体と連携して、その結成に向けて取り組んでいきます。

#### カ ゴルフ場暴排の推進

秋田弁護士会では、「秋田県ゴルフ場暴力団排除同盟」の結成を支援し、同同盟に参加していますが、近時の裁判例を分析する等して、ゴルフ場における効果的な暴排の在り方を提案していきます。

#### キ 暴力団からの離脱者支援についての調査・研究

暴力団をやめたい人の中には、組織がこれを許さないなどの理由で、なかなかやめることができない人がいます。このような離脱者の支援については、これまで具体的な制度もなく、研究も進んでいませんでした。秋田弁護士会では、この点についての調査・研究を進めていきます。

#### ク 暴排教育の充実

暴力団の実態をよく知らないまま暴力団に入ってしまう青少年は後を絶ちません。また、暴力団の本当の怖さについては、親世代もよく知らないのではないのでしょうか。秋田弁護士会では、青少年を中心として広く市民の皆様に暴力団の実態を知っていただくために、学校に出前授業に出かけたり、講師派遣をするなど暴排教育の充実に努めていきたいと考えています。

#### ④ 弁護士業務妨害対策について

企業が営業活動を妨害されたり、一般の方が私生活を妨害された場合、弁護士が代理人となって妨害者を相手にすることはよくありますが、弁護士自身が妨害を受けることも少なくありません。近年、全国的にこのような弁護士業務妨害の事案が多発しており、秋田においても、平成22年11月に所属会員が殺害されるという極めて重大な弁護士業務妨害事案が発生しています。

弁護士業務妨害は、弁護士個人の生命・身体の安全を脅かす点で許されないものです。さらに、もし業務を妨害された弁護士が活動を萎縮することになれば、弁護士は権利を擁護するという業務を十分に遂行出来なくなり、結果として依頼者である市民の法的権利が損なわれることになりかねません。このように、弁護士業務の妨害行為に対する対策の必要性は高まっているといえます。

秋田弁護士会では、民事介入暴力対策委員会内に業務妨害対策チームを設置し、業務妨害が発生した場合に被害を受けた弁護士を支援する体制を整えています。また、弁護士業務妨害対策に関する研修を実施するなどして、事務所の防犯体制やセキュリティの強化を呼びかけ、各弁護士が十分な業務妨害対策を立てることができるようにしています。

## 10 公害環境

### ① 現 状

秋田は日本海や奥羽山脈に囲まれている豊かな自然環境に恵まれた土地です。また、縄文時代から続く長い文化的な歴史を有しており、文化的景観にも恵まれた環境にあります。

秋田における公害環境問題は、上記のような豊かな自然環境をどのように次代に遺すかということと密接に関連したものが多くことが特徴です。例えば、広大なブナ原生林を有していた白神山地での林道建設については、全県民的な反対運動となり、結果として建設が中止され、後に世界自然遺産として登録される道筋が作られました。また、ダム建設も、真木ダムや成瀬ダムなどの大型ダムの建設問題が持ち上がってきました。このうち、真木ダムは建設中止となりましたが、成瀬ダムについては建設が進められています。

一方で、能代市浅内の産業廃棄物処分場で、廃油入りドラム缶が不法に埋められ、周辺に有害物質に汚染された地下水が染み出すなどの公害問題も起きています。現在は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）による特定支障除去事業実施計画に基づき、国の財政支援を受け、滲出水回収の処理や遮水壁構築等の措置に係る代執行が行われています。環境保全対策の必要性があることから、産廃特措法の有効期限は平成35年まで延長されました。

さらに、自然が豊かであり、文化的にも多種多様である秋田においては近年景観問題が重視されるようになってきており、秋田市が景観法に基づく景観計画の素案を策定したり、秋田県でも平成5年に制定した景観条例に強制力を持たせようという検討を始めたりといった動きがあります。

また、ゴミの減量という全国的な問題は、秋田も例外ではなく、ゴミ処理料金の有料化が県内の各自治体でも導入され始めています。

そして、再生可能エネルギーに対する関心が高まる中、全国初の国定公園内における地

熱発電施設の調査が平成25年7月に始まりました。

## ② これまでの秋田弁護士会の対応

秋田弁護士会は、秋田の豊かな自然環境に影響を及ぼすと思われる問題が起きるたび、調査や検討を行い、次のような数多くの意見書やパブリックコメントを出して、積極的に環境保全に取り組んできました。

森吉山々頂部スキー場開発問題に関する意見書  
環境アセスメント条例制定を求める意見書  
真木ダム計画に関する意見書  
「白神山地世界遺産地域管理計画」に対する意見書  
秋田県環境基本条例に関する中間意見書  
秋田県環境基本条例に関する意見書  
秋田県環境影響評価に関する条例骨子案に対する意見書  
成瀬ダム建設計画に関する意見書  
「秋田県の景観を守る条例」改正案等に関するパブリックコメント  
秋田県景観条例等改正案に対する意見書  
山葵沢地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書に対する意見書

また、ゴミ処理料金の有料化や再生可能エネルギーなどの新たな環境問題についても、県内の各自治体にアンケートや施設見学を行っており、調査・研究を始めています。

## ③ 今後の取り組み

今後とも、秋田の豊かな自然環境を守り、また、公害のない地域を目指して活動していきます。問題が発生した場合には、調査・研究を行い、適宜意見書を出すなどして、問題解決に積極的に取り組みますし、未然防止の観点から、問題が発生しうると考える場合にも、独自に調査・研究を行います。さらに、景観問題についても今後関心を持って取り組みたいと思います。

# 11 自殺問題

## ① 現 状

### ア 全国及び秋田県の自殺の現状

全国及び秋田県の自殺者数・自殺率の推移は次頁の表のとおりです。平成15年をピークに、全国的にも、秋田県においても、自殺者・自殺率ともに減少傾向にあります。

平成24年の秋田県の自殺者数は293人で、前年に比べて53人減少していますが、自殺率（人口10万人あたりの自殺者数）は27.6ポイントで、全国の自殺率を大きく上回っています。

従って、自殺問題は、依然として秋田県における重要な取り組み課題であると言えます。

## イ 自殺問題に対する行政の取り組み

秋田県では、平成12年以降、地域における自殺予防に関する情報や理解の普及促進、自殺行動につながる危険要因への相談支援体制の充実、うつ病の早期発見や適切な治療への支援体制の整備、市町村・民間団体による自殺予防活動の支援といった自殺予防対策関連事業を行っています。

また、秋田市では、「秋田市民の心といのちを守る条例」が平成26年4月1日から施行され、市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、自殺対策に関係する行政機関、民間の団体、学識経験者、市民等をもって構成する自殺対策ネットワーク会議を置くことが立法化されました。この自殺対策ネットワーク会議には、秋田弁護士会からも委員を派遣しています。

区 分	秋田県 ( )内は自殺率	全 国 ( )内は自殺率
平成 15 年	519 人 (44.6)	3 万 2109 人 (22.5)
16 年	452 人 (39.1)	3 万 0247 人 (24.0)
17 年	447 人 (39.1)	3 万 0553 人 (24.2)
18 年	482 人 (42.7)	2 万 9921 人 (23.7)
19 年	420 人 (37.6)	3 万 0827 人 (24.4)
20 年	410 人 (37.1)	3 万 0229 人 (24.0)
21 年	416 人 (38.1)	3 万 0707 人 (24.4)
22 年	358 人 (33.1)	2 万 9554 人 (23.4)
23 年	346 人 (32.3)	2 万 8896 人 (22.9)
24 年	293 人 (27.6)	2 万 6433 人 (21.0)
25 年	277 人 (26.5)	2 万 6063 人 (20.7)

出典：人口動態統計

## ② 秋田弁護士会のこれまでの取り組み

秋田弁護士会では、自殺対策として、次のような活動を行ってきました。

### ア 多重債務無料相談

借金問題は自殺の原因の1つであると言われています。そこで、毎週月曜日から金曜日まで、1日1名の担当者を決め、担当弁護士の事務所において無料法律相談を実施しています。

### イ 全国一斉労働相談

職場でのいじめ等労働環境の問題が自殺の要因になることもあります。日弁連では6月10日を「労働の日」と定め、全国一斉に労働相談を実施しています。秋田弁護士会でも、例年、6月10日に弁護士会館に設置した専用の電話回線を利用して相談会を実施しています。

### ウ 暮らしとところの総合相談会

年2回程度、弁護士会館で、暮らしとところの総合相談会を開催しています。最近では、秋田県社会福祉士会から社会福祉士2名を派遣していただき、事案によって、相談に同席していただきました。

### エ シンポジウムの開催

自殺対策について精力的な取り組みを行っている機関の方や弁護士をパネリストとしてお招きし、自殺対策について弁護士がどのような役割を果たすべきなのか意見交換をしました。

### ③ 今後に向けての課題

ア 借金問題、家庭問題、雇用問題等が自殺を引き起こす要因になっていると言われています。秋田弁護士会では、これらの社会的要因を取り除くべく、法律相談や裁判等の法的支援をしてきました。これらの活動は、今後も秋田弁護士会の自殺対策活動の中核をなすものと考えます。より充実した法的サービスを提供するためには、各弁護士のスキルアップが必要です。

秋田弁護士会では、弁護士を対象として、労働問題に関する研修会、生活保護に関する研修会、うつ病に関する研修会、ゲートキーパー研修会等を実施しておりますが、今後もこのような研修会を継続的に実施し、充実した法的サービスの提供に努めなければならないと考えます。

イ 上述のとおり、借金問題、家庭問題、雇用問題、学校問題、健康問題等、様々な社会的要因が自殺の原因になっていると言われています。従って、自殺対策においては、医師、法律家、行政、民間団体、企業、学校等、様々な機関が連携して取り組むことが重要であると考えます。

秋田弁護士会では、これまでも、精神科医を講師に招いた学習会や秋田県社会福祉士会と協力した法律相談を実施し、自殺対策に取り組んでいる機関とのシンポジウムを行う等していますが、今後も、他の機関との連携・協力体制の構築に努めます。

## 12 災害対策

### ① 現 状

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、秋田県内でも秋田市、大仙市で震度5強を、その他の市町村でも震度5弱を観測し負傷者11名の被害が生じました。また、停電やガソリン不足などの影響から、生活に必要な食品等を購入できないなど、県民生活に大きな影響がありました。昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震では、秋田市で震度5を観測し、津波などにより死者83名の被害が生じました。その他、県内には複数の活火山が分布し秋田焼山及び秋田駒ヶ岳は噴火警戒レベル1とされています。

このように、秋田県でも地震や噴火などの自然災害が発生する可能性があることからその備えをしておく必要があります。

### ② これまでの秋田弁護士会の対応

秋田弁護士会では、平成17年に秋田弁護士会災害復興の支援に関する会規を定め、日弁連との連携のもと災害時の法律相談活動などについて被災地の弁護士会の支援を可能とする体制を整備してまいりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、日弁連の要請にもとづき隣県である岩手県の沿岸部の各避難所での法律相談活動を支援し、4月11日から7月29日までの間に延べ70名が岩手県沿岸部での法律相談活動に参加しました。また、県内の被災者や避難者の法律相談に対応するため、約2ヶ月間無料電話相談を実施しました。その他、岩手弁護士会の無料電話相談のうち一部の回線を受け持つという方法での法律相談を約5ヶ月間実施しました。

平成24年には、日本司法支援センターの震災法律援助や原子力損害賠償支援機構から委託を受けた無料法律相談を実施するため震災法律援助センターを設置し、震災法律相談等業務の拡充に努めています。

平成26年には、災害対策マニュアルを策定し災害時の復興支援活動が円滑に行われるように準備しています。

### ③ 今後の取り組み

災害復興支援活動では、各自治体や他の専門職団体等との連携が必要であり、災害時に円滑に連携が可能となるように、日頃から連絡体制を構築しておくことが有益です。今後は、そのような連絡体制を構築していきたいと考えています。

## 13 憲法問題

### ① 秋田弁護士会の対応体勢

秋田弁護士会は、平成17年3月1日、「憲法改正問題検討委員会」を設置しました。

当時の憲法を取り巻く政治情勢は、平成15年にイラク復興支援特別法が成立、翌16年1月に陸上自衛隊のイラク派遣開始、同年6月に国民保護法をはじめとする有事関連7法が設立、同年11月に自民党憲法調査会が憲法改正草案大綱を発表、さらに与党が憲法改正国民投票法案とその審議方法を定める国会法改正案の国会提出を決定、というように憲法改正に向けた動きが加速していました。

秋田弁護士会では、このような情勢に鑑み、日本国憲法が定める国民主権、平和主義、基本的人権の尊重、民主主義の理念を実現するという観点から、憲法改正問題に関する調査・研究をするため、本委員会を設置し、活動を続けています。とりわけ、「憲法は国家権力を縛る（制約する）ものである」という立憲主義の考え方に立って、憲法に関する諸問題に対処しています。

### ② これまでの主な活動内容

#### ア 「憲法改正を考える市民集会」における講演

開催年月	場 所	講 師	演題など
18年 3月	秋田市	東京大学名誉教授 樋口陽一	私たちの「心の自由」と権力者の「心の自由」 — 憲法を持つ社会ともたない社会 —
19年 4月	秋田市	秋田公立美術工芸短期大学元前学長 石川 好	憲法と私たち
19年 12月	大館市	沖縄大学客員教授 前田哲男	憲法第9条のもとでの安全保障 — 平和基本法をつくろう
21年 9月	横手市	映画監督 ジャン・ユンカーマン	同監督作品「映画日本国憲法」 上映講演 「海外から見た日本国憲法」
23年 11月	秋田市	早稲田大学教授 水島朝穂	東日本大震災と憲法 — 秋田から考える
25年 9月	秋田市	日弁連憲法委員会副委員長 井上正信	日本の安全保障と憲法改正 — 東アジア情勢を中心として

## イ 決議, 会長声明

18年 9月 12日	「憲法改正国民投票法案」に反対する決議
19年 4月 9日	「憲法改正国民投票法案」の慎重審議を求める声明
20年 2月 13日	陸上自衛隊情報保全隊による監視活動に抗議し、監視活動の中止と調査結果の全容公開を求める会長声明
21年 6月 11日	「海賊行為対処法案」に反対する会長声明
22年 5月 11日	憲法改正手続法の施行延期を求める会長声明
24年 5月 21日	秘密保全法制定に反対する会長声明
25年 2月 13日	オスプレイの普天間基地配備の撤回を求める会長声明
25年 6月 24日	憲法 96 条の発議要件緩和に反対する会長声明
25年 11月 11日	特定秘密保護法案に反対する会長声明
25年 12月 7日	特定秘密の保護に関する法律成立に抗議する会長声明
25年 12月 18日	憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認と国家安全保障基本法案の国会提出に反対する会長声明
26年 5月 22日	集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

## ウ 最近の街頭活動

平成26年5月29日、秋田駅ばぼろ一どにおいて、集団的自衛権の行使容認に反対するリーフレットの街頭配布を実施しました。

## ③ 課題

ア 憲法は国民に身近な存在であり、その改正は国民生活に直結する重要な問題であることを伝え、議論を深めていただくことが、弁護士会の使命であると考えています。

しかし、秋田弁護士会が開催する市民集会への参加人数が伸びず、特に、若年層の参加が少ないことが課題となっています。

イ 近時の政治情勢は、憲法改正手続きを経ることなく、政府が憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する方向に急激に進んでいます。これに対し、各種世論調査では、このような憲法解釈の変更に反対する意見が過半数を超えています。

政権与党が多数を占め、野党の中でも解釈改憲を容認する政党があるといった現在の政治情勢において、国民の意見をどのようにして政府・国会に届けるのか、また急激な情勢変化にどのように対処するか、重大かつ困難な課題です。

## ④ 今後に向けて

秋田弁護士会では、憲法を巡る問題、とりわけ憲法改正の問題を取り上げ、市民に情報を提供し、活発な議論を醸成するため、市民集会や街頭活動を続けます。

また、政府や国会の動きを注意深く監視し、日本国憲法の寄って立つ理念に反する行動が見られた場合には、時機を失することなく、適切な意見を表明していきます。

# 14 中小企業

## ① 現状

ア ひまわりほっとダイヤルの運用

日弁連及び全国52の弁護士会は、平成22年4月1日から、中小企業の方を対象とした

法律相談「ひまわりほっとダイヤル」の運用を開始しました。

ひまわりほっとダイヤルは、全国共通電話番号「0570-001-240」に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口につながり、法律相談の予約を受け付けるシステムです。予約受付後は、相談担当弁護士の方から相談者の方に連絡をして、法律相談実施日時について調整をし、原則として予約受付から3日以内に法律相談を実施しています。

秋田弁護士会では、初回相談30分について相談料を無料としています。

平成25年3月までに、日弁連全体では約16,000件の法律相談を実施しました。

秋田弁護士会におけるひまわりほっとダイヤルでの相談件数は次のとおりです。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
20件	38件	39件	63件	160件

運用開始当初は、本庁の弁護士のみで法律相談を対応していました。そのため、支部にお住まいの相談者の方にわざわざ秋田市までお越しいただいていました。平成25年度からは、支部にお住まいの方のアクセスを改善すべく、支部の弁護士もひまわりほっとダイヤルの相談を担当しています。

現在のところ、企業は法テラスの無料法律相談制度を利用することができないので、ひまわりほっとダイヤルは、顧問弁護士をお持ちでない企業が無料で法律相談をするための「駆け込み寺」的存在になり得るものと考えます。

#### イ 全国一斉法律相談会の実施

日弁連では、例年9月中頃、中小企業の方を対象に全国一斉法律相談会を企画しており、秋田弁護士会でも例年、同法律相談会を開催しております。

#### ウ 各種110番の実施

中小企業の方を対象とした110番（電話での法律相談）を適宜実施しております。最近では、平成25年3月7日及び8日、金融円滑化法終了110番を実施しました。

### ③ 課題

秋田弁護士会の中小企業支援の中核をなしているのはひまわりほっとダイヤルの運用であり、上述のとおり、ひまわりほっとダイヤルは、企業が無料で法律相談をするための「駆け込み寺」的存在になり得るものと考えます。

しかし、県内の中小企業の皆様におけるひまわりほっとダイヤルの認知度は必ずしも高くありません。

### ④ 今後に向けて

ア ひまわりほっとダイヤルの認知度を上げるために、広報の在り方を検討する必要があると考えます。

イ 中小企業の方への法的支援を充実させるために、他の機関との連携可能性についても調査・研究する必要があると考えます。



2

# 刑事裁判を めぐる問題

あきたの司法 2015

# 1 刑事弁護活動

## ① 刑事弁護の意義

犯罪の嫌疑を受けた市民は、捜査及び刑事訴追の対象とされ、有罪判決を受ければ、死刑、有期又は無期の懲役や禁固、罰金等の刑罰を科せられる可能性があります。

国家の捜査権や刑罰権には濫用の歴史があります。また、誤った嫌疑による冤罪の危険が常に存在します。しかし、一般市民である被疑者や被告人(\*)には、刑事司法の専門知識がありません。また、逮捕・勾留による身柄拘束を受ければ、自分に有利な証拠の存在を知っていても確保できません。

よって、法律の専門家である弁護士を「弁護人」に選任する権利は、市民にとって最重要の人権であり、憲法でも保障されています。刑事弁護は、弁護士にのみ許されており、弁護士の最も重要な業務といえます。

秋田弁護士会は、日弁連、裁判所及び法テラスと緊密な連携をとり、弁護人を必要とする市民に速やかに対応できるよう、以下に述べるような充実した対応態勢を取っています。

\* 犯罪の嫌疑を受け捜査の対象とされた市民を「被疑者」、捜査の結果、裁判所に起訴され刑事訴追された市民を「被告人」と言います。

## ② 当番弁護士制度（私選弁護人の推薦制度）

被疑者や被告人及びその家族等は、自ら費用を負担して弁護人を選任できます（私選弁護人）。秋田弁護士会は、これらの人から申出があった場合、弁護人となるべき弁護士を推薦して警察署等に派遣しています（初回は無料）。休日や年末年始を含め「当番」を決めて対応することから「当番弁護士」制度と呼んでいます。逮捕、勾留されている被疑者は警察を通じて当番弁護士の派遣を要請できます。

\* 一定要件に当てはまる事件を探知した場合に、申出等が無くとも弁護士を派遣する仕組みもあります。

逮捕直後の早い段階で弁護人に接見し法的助言を得ることは極めて重要なことです。休日も含めて対応する当番弁護士制度は、平成3年の制度開始以来、秋田県の人権擁護の最前線で大きな役割を果たしてきたと言えます。秋田弁護士会は今後も当番弁護士制度の円滑な運用につとめて参ります。なお、秋田弁護士会では平成26年6月17日時点で60人の弁護士が当番弁護士制度に協力しています（本庁と各支部の内訳は後掲の表7を参照してください）。※ 60人は平日用の登録者数。休日用は56人。

## ③ 被疑者国選弁護人制度

「死刑又は無期もしくは長期3年を超える懲役もしくは禁固」にあたる犯罪の嫌疑で勾留された被疑者が、資力不足等の要件をみたす場合、裁判所により国選弁護人が選任されます（被疑者国選弁護人といいます）。弁護人は、速やかに弁護活動を開始する必要がありますので、秋田弁護士会は、これについても当番待機制をとっています。被疑者が裁判所に起訴され被告人となった場合には、そのまま国選弁護人として一審判決まで弁護を継続します。

被疑者国選弁護人は、法テラスと国選弁護人契約を結んでいる弁護士の中から選ばれますが、秋田弁護士会では、平成26年6月17日時点で65人の弁護士がこの契約を結んでいま

す（本庁と各支部の内訳は後掲の表7を参照してください）。

被疑者国選弁護人制度が開始したのは平成18年10月で（第1段階）、対象事件が現在の範囲に拡大されたのは平成21年5月です（第2段階）。さらに、対象事件を法定刑の軽重によらず全ての勾留事件にまで拡大し（第3段階）、勾留前の逮捕段階に選任時期を早めること（第4段階）が、検討されています。今後、第3段階、第4段階が実現した場合でも、秋田弁護士会の人員体制で対応は可能と判断しております。

#### ④ 日弁連の援助事業を利用した被疑者弁護活動

当番弁護士に私選弁護人を依頼したいが費用が準備できない場合、しかし、現状では被疑者国選弁護人の対象事件でもない場合、日弁連の「被疑者援助制度」により、弁護士費用の援助を受け（\*）、私選弁護人を依頼することが可能です。秋田弁護士会では、平成26年6月17日時点で65人の弁護士が、法テラスとの契約により「被疑者援助制度」を利用して弁護を引き受けることができます（本庁と各支部の内訳は後掲の表7を参照してください）。

なお、被疑者が起訴され被告人となった場合には、一旦弁護人を辞任し、裁判所により国選弁護人に選任してもらいます。

\* 援助費用の償還を求められる場合もあります。

#### ⑤ 被告人の国選弁護人

起訴以前から弁護人がいることが望ましいのですが、被疑者国選弁護人の対象事件でなく、かつ、私選弁護人も選任されなかった場合には、被告人段階から国選弁護人が選任されます（弁護人がない被告人には、原則として、必ず国選弁護人が選任されます）。被告人国選弁護人も、法テラスと国選弁護人契約を結んでいる弁護士の中から選ばれますが、秋田弁護士会では、平成26年6月17日時点で67人の弁護士がこの契約を結んでいます（本庁と各支部の内訳は後掲の表7を参照してください）。

#### ⑥ 裁判員裁判の対象事件の弁護活動

裁判員制度は、刑事裁判に市民感覚を反映させることを目的として、平成21年5月に開始されました。裁判員裁判は、原則として裁判官3名と一般市民から選ばれる裁判員6名で裁判する制度で、対象事件は、一定の重大犯罪（殺人罪や現住建造物放火罪等）とされています。

一般市民から選ばれる裁判員には、刑事司法の専門知識はなく、そもそも法廷や裁判それ自体が初めての体験という方が大半と思われます。弁護人としては、依頼者である被告人の利益を守るため、判断者である裁判員に向けて、いかに分かりやすく説得的な主張と立証を行うかが重要です。そこで秋田弁護士会は、会員に対して、法廷弁護技術に関する研修会を開くなどして会員のスキルアップをはかっています。

また、裁判員裁判は、数日間にわたり連日開廷されるので、短期間に集中した密度の濃い法廷弁護活動が求められます。このような弁護人の負担の大きさに鑑み、裁判員裁判対象事件については被疑者段階から2人の弁護人で担当する体制がとられています。秋田弁護士会では、2人目の弁護人については、裁判員裁判の経験その他諸般の事情を考慮して刑事問題対策委員会が調整する運用をしており、そのための2人目の弁護人候補者の名簿を作成しています。平成26年6月17日時点で32人の会員が登録しています。

## ⑦ 外国人や障がい者への対応

外国人の被疑者等の弁護のため、秋田弁護士会では通訳人名簿を整備しています。通訳人が直ちに手配出来ない場合に備えた、権利告知のための外国語の文書も整備しています。

障がいのある被疑者等の弁護については、障がいの内容や程度は様々ですので、具体的事情に応じ、個々の弁護士の工夫と努力によって対処されていますが、その経験を共有して生かすため、研修会を開催するなどの取り組みがもっと必要であると考えています。

## ⑧ 被疑者・被告人の身体拘束

被疑者は、証拠隠滅や逃亡の疑いが認められる場合などに、逮捕（最長72時間）・勾留（一定の罪を除き最長20日間）という身体拘束を受けます。被告人も、勾留される場合があります（被疑者と違い、判決が確定するまで勾留が続くこともあります）。

逮捕・勾留される場所は、刑事施設（刑務所、拘置所）や警察の留置場です。被疑者は逮捕後、警察の留置場に留置され、裁判所に起訴され被告人となった後に刑事施設へ移送されるという取り扱いが全国の大勢であり、秋田県内においても同様です。

しかし、警察の留置場に留置されると捜査機関である警察が自ら被疑者・被告人の全生活を管理することになることから、これを利用して自白強要や違法・不当な取調べがなされる危険性があります。勾留中の被疑者・被告人の留置場への留置は、法律上、刑事施設への収容の代わりとして認められているに過ぎないものですので、「代用監獄（代用刑事施設）」と呼ばれ、国際的にも改善が求められています。

また、秋田県内の女性の被疑者・被告人（以下「女性被疑者等」といいます）については、一定の場合を除き、秋田中央警察署へ集中して留置するという運用がなされています。この運用には、女性被疑者等の適正処遇に資する点や、捜査担当と留置担当の警察署が分離されるという点でメリットもありますが、女性被疑者等が親族等と面会することが地理的に困難になりうる点、捜査の進展が遅くなり、結果として身体拘束期間が延びる危険性がある点、弁護人による親族や被害者等関係者との面談が困難になり、女性被疑者等の弁護権が侵害されかねない点などのデメリットもあり、動向を注視していく必要があります。

なお、警察の留置場（留置施設）については、その運営の透明性を確保し、運営の改善向上を図るため、都道府県警察ごとに、警察から独立した地域の市民及び専門家によって構成される留置施設視察委員会が設けられています。秋田県留置施設視察委員会では、秋田弁護士会から推薦した秋田弁護士会会員（弁護士）が委員の1人としてその任にあっています。委員会は、警察から施設運営状況の情報提供を受け、県内の留置施設を視察し、被留置者との面接や被留置者から提出された意見・提案書を確認するなどして、施設運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に意見を述べます。

## 2 医療観察法による付添人活動

### ① 医療観察法

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「医療観察法」といいます）は、精神障害のために善悪の区別がつかないなど刑事責任を問えない状態で、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害等の重大な他害行為（以

下「対象行為」といいます)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度です。心神喪失又は心神耗弱の状態を対象行為を行い、不起訴処分となるか無罪等が確定した人(以下「対象者」といいます)に対して、検察官の申立により審判手続が開始し、入院を伴う医療機関での鑑定が行われるとともに、裁判官と精神保健審判員(必要な学識経験を有する医師)の各1名からなる合議体による審判で、本制度による入院又は通院の要否と内容の決定が行われます。

## ② 審判による医療と、生活環境の調整について

審判の結果、医療観察法の入院による医療の決定を受けた対象者に対しては、厚生労働大臣が指定した医療機関(指定入院医療機関)において、専門的な医療の提供が行われるとともに、この入院期間中から、法務省所管の保護観察所に配置されている社会復帰調整官により、退院後の生活環境の調整が実施されます。

また、医療観察法の通院による医療の決定(入院によらない医療を受けさせる旨の決定)を受けた対象者及び退院を許可された対象者については、保護観察所の社会復帰調整官が中心となって作成する処遇実施計画に基づいて、原則として3年間、地域において、厚生労働大臣が指定した医療機関(指定通院医療機関)による医療を受けることとなります。この通院期間中においては、保護観察所が中心となって、地域処遇に携わる関係機関と連携しながら、本制度による処遇の実施が進められます。

決定による通院治療の期間については医療観察法により5年が最長とされていますが、入院期間については、厚労省は1年6ヶ月を標準的な在院期間とするものの法律上は期間の上限がありません(指定医療機関は入院決定後6ヶ月ごとに裁判所に入院継続の確認の申し立てをしなければならないという規定(医療観察法第49条)があります)。

指定入院医療機関は国及び地方自治体を合わせ32機関(内2機関は整備中)あります。東北には、国立病院機構花巻病院、山形県立鶴岡病院(整備中)がありますが、秋田県にはありません。指定通院医療機関は全国に3,006機関あり、秋田県にも3つの医療機関があります(厚労省ホームページより、平成25年12月末時点)。

## ③ 付添人(弁護士)の役割について

本制度による入院や通院は、対象者本人にとって利益がある反面、自由を剥奪または制限される不利益があります。また、そもそも対象行為の存否に争いがある場合も考えられます。しかし、対象者は、精神障害のために自分自身の正当な権利や利益を擁護する能力が低いか、あるいはその能力が全くない場合もあります。そこで、医療観察法は、対象者の正当な権利や利益を擁護するとともに、審判手続において対象者の側から対象者に対する処遇の要否およびその内容が適切に決定されるために、審判に協力するものとして弁護士の付添人を認めています。

付添人は処遇事件の記録や証拠物を閲覧謄写して検討し、対象者の保護者や親族、地域社会の関係者、対象者が以前に入通院していた病院の医師やケースワーカー、保健所職員、福祉事務所職員、保護観察所の社会復帰調整官などと情報交換を行いながら、対象者の正当な権利・利益を擁護しつつ対象者の社会復帰を促進するためには本医療観察法以外の措置も含めて対象者に対してどのような処遇を行うことがもっとも望ましいかを探求する必要があります。

加えて、本法による申立後の鑑定入院命令に基づく医療機関への入院の際、劣悪な身体拘束が行われていないかどうか等、身体拘束が適法かつ適正か否かをチェックする役割もあります。

なお、付添人には、対象者はその保護者が選任する私的付添人の外、裁判所が必要的ないし裁量的に選任する国選付添人があります。

#### ④ 秋田弁護士会の対応体制について

医療観察法の対象者には、頼るべき保護者がいない場合や、経済的な余裕がない場合が多いと考えられますので、付添人全体に占める国選付添人のウエイトは大きいと考えられます。そのため、秋田弁護士会としては、裁判所が国選付添人を選任する場合に備え、適格のある付添人候補者の名簿を作成して準備しています。秋田弁護士会では、平成26年6月17日時点で51人の弁護士が医療観察法国選付添人候補者名簿に登録されています（本庁と各支部の内訳は後掲の表7を参照してください）。

資料 表1 秋田地裁管内における地裁と簡裁の刑事事件数（通常第一審事件）の推移（人数）

年	H3	H5	H10	H15	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地裁	313	345	424	636	626	491	523	454	414	455	316	281
簡裁	96	127	143	180	106	136	183	164	159	141	108	97
合計	409	472	567	816	827	627	706	618	573	596	424	378

表2 秋田弁護士会当番弁護士出動件数の推移

年	H3	H5	H10	H15	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	7	56	206	428	460	411	334	320	219	171	204	246

表3 秋田地裁管内及び同管内簡裁の被疑者国選弁護人選任件数の推移（人数）

年					H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地裁					3	23	12	91	126	102	124	104
簡裁					3	19	17	201	293	284	259	221
合計					6	42	29	292	419	386	383	325

表4 法テラス秋田地方事務所への被疑者援助の申請件数の推移

（\*法テラスが日弁連委託援助業務を開始したのは平成19年10月）

年						H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計						25	42	26	16	22	29	46

表5 秋田地裁の裁判員裁判事件数（起訴件数）の推移

年								H21	H22	H23	H24	H25
合計								3	5	4	8	7

表6 秋田地裁の医療観察法による処遇事件の件数の推移

年				H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計				2	3	1	3	3	2	4	3	3

表7 名簿登録者数（当番弁護士、裁判員裁判及び医療観察付添人の名簿は秋田弁護士会内部の名簿の登録者数。被疑者援助、被疑者国選及び被告人国選は法テラスとの契約弁護士数）

名簿・契約	本庁	大館	能代	本荘	大曲	横手	合計
当番弁護士	34	7	4	4	4	7	60
被疑者援助	40	5	4	4	5	7	65
被疑者国選	40	7	4	4	5	7	67
被告人国選	40	7	4	4	5	7	67
裁判員裁判	32	—	—	—	—	—	—
医療観察付添人	35	5	2	1	4	4	51

**3**

# 秋田県における 弁護士活動

あきたの司法 2015

# 1 秋田弁護士会

## ① 秋田弁護士会の歴史

ア 秋田県において、秋田弁護士会の名称により弁護士の団体が結成されたのは、明治26（1893）年5月7日のことです。いわゆる旧々弁護士法が明治26年3月1日に公布されたことにともなうものでした。明確な資料はありませんが、当時の秋田弁護士会会員数は12名だったようです。その後、日本国憲法が制定され、昭和24（1949）年6月10日には新たな弁護士法も公布されたことから、同年10月5日、新たな形で秋田弁護士会が設立され、平成27年1月1日現在の会員数は77名となっています。

イ 設立以来、秋田弁護士会は、秋田県内における基本的人権の擁護及び社会正義の実現のために活動を続けています。また、東京や大阪等の大都市にある弁護士会と比較し、秋田弁護士会は極めて少数の会員により構成されていますが、昭和40（1965）年9月25日および昭和60（1985）年10月19日の2回、全国規模の日弁連人権擁護大会を秋田市で開催する等、活発な弁護士会活動を行っています。

## ② 秋田弁護士会の組織

ア 秋田弁護士会の活動は、会長および3名の副会長で構成される執行部、執行部からの諮問事項を審議する常議員会、執行部を支える事務局、そして次の委員会が中心となつて行われています。

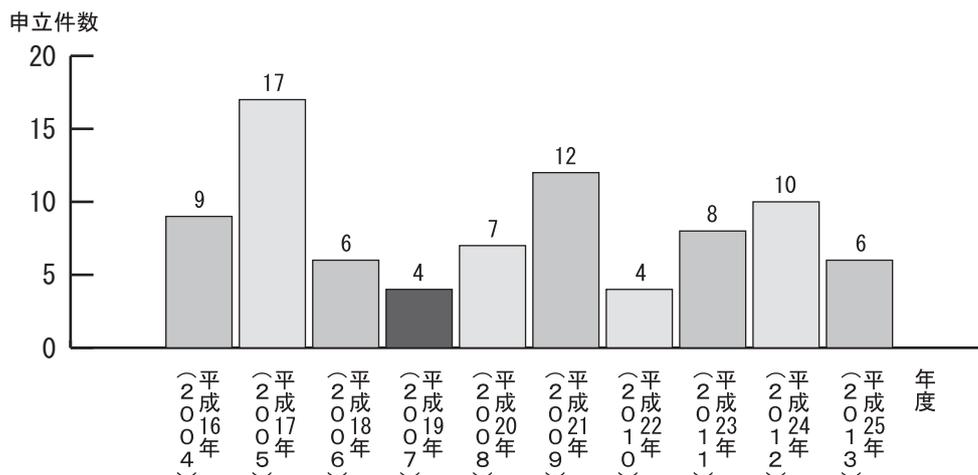
### 秋田弁護士会の委員会活動

委員会名	活動内容
人権擁護委員会	人権侵害の有無についての調査を行い、人権を侵害された者に対する救済活動等を行います。
公害環境対策委員会	公害予防、排除および被害者救済ならびに環境保全に関する研究、調査等の活動を行います。
司法問題対策委員会	司法制度の改善その他司法の分野における諸問題について必要な調査、研究、対策の立案等の活動を行います。
業務改革委員会	弁護士業務の内容向上に関する調査および研究、弁護士法違反行為等に対する予防等の活動を行います。
広報委員会	会報の編集・発行およびホームページの開設等により、秋田県民が弁護士および弁護士法人を利用しやすいようその情報等を提供します。
刑事問題対策委員会	刑事弁護の充実強化並びに刑事手続の運用の改善と制度の改正等について調査および研究を行います。
子どもの人権に関する委員会	子どもに関わる諸問題について調査および研究し、子どもの自主的で個性豊かな成長を図るために必要な活動を行います。
消費者問題対策委員会	消費者の権利の擁護および確立を図るため、調査、研究および対策等の活動を行います。
法律相談センター運営委員会	秋田県内各地に法律相談センターを設置運営して、弁護士を利用しやすい環境を整備しています。
民事介入暴力対策委員会	民事介入暴力の被害者を救済および支援するための活動を行います。
高齢者・障害者問題対策委員会	高齢者および障がい者に関わる諸問題について調査および研究し、高齢者および障がい者の人権を擁護するために活動を行います。
憲法改正問題検討委員会	憲法改正問題について、調査および検討を行います。

災害対策委員会	被災地弁護士会への支援活動に関する援助，官公署その他公私団体との災害時の協力体制の構築等を行います。
犯罪被害者支援委員会	犯罪の被害者を救済し，支援するための活動を行います。
市民のための法教育委員会	県内の小学校，中学校および高等学校における法教育を普及するため，小学校等からの要請に応じて講師を派遣する等して，法教育の普及および実践活動を行います。
貧困問題対策委員会	貧困の連鎖を断ち切り，すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を実現するための活動を行います。
民事問題対策委員会	民事に関する諸問題について，調査，研究，対策の立案等の活動を行います。

イ それぞれの委員会では，秋田県内の人権問題や法的問題の啓発および解決のため，様々な活動を行っています。特に，人権擁護委員会では，人権侵犯に対する救済申立てがあった場合は，調査および検討の上，人権侵犯を行った組織や団体に対し，処分の取消又は改善のための勧告等を行い，個々の秋田県民の人権救済を図っています。最近では，刑務所の受刑者からの人権救済申立てが増加しており，刑務所内における人権擁護の実現に努力しています。過去10年間の人権救済申立て件数は，次のとおりです。

過去10年間の人権救済申立て件数（毎年1月から12月まで）



### ③ これからの活動

ア 秋田県においては，少子高齢化が急速に進んでおり，これにともなう法律問題にどのように対応するか，様々な理由による自殺をどのように減少させるか，等の問題解決が求められています。

イ 秋田弁護士会は，秋田県におけるただ一つの弁護士会として，そのような問題に対し，秋田県民のために，秋田県民と共に解決しなければならない使命を負っています。そのため，秋田弁護士会は，今後も，社会の変化を的確に把握し，秋田県内の様々な法的問題解決を図る為の活動を続けていきます。

## 2 法律事務所・弁護士

### ① 秋田県内の弁護士

秋田県内地方裁判所設置状況，地方裁判所管轄内の各面積・人口，及び弁護士法律事務所所在地の状況

秋 田 県	
面 積	1,160km <sup>2</sup>
人 口	104 万人
弁護士数	77 人 (うち女性弁護士 14 名)
地裁民事事件数 (ワ・家ホ・手ワ号)	659 件
地裁刑事事件数 (わ号)	281 件

- ◎ 地方裁判所及び支部
- 家庭裁判所及び支部・出張所
- 簡易裁判所及び支部

能 代 支 部	
能代法律相談センター	
面 積	1,189km <sup>2</sup>
人 口	8.4 万人
弁護士数	3 人
地裁民事事件 (ワ・家ホ・手ワ号)	44 件
地裁刑事事件 (わ号)	13 件

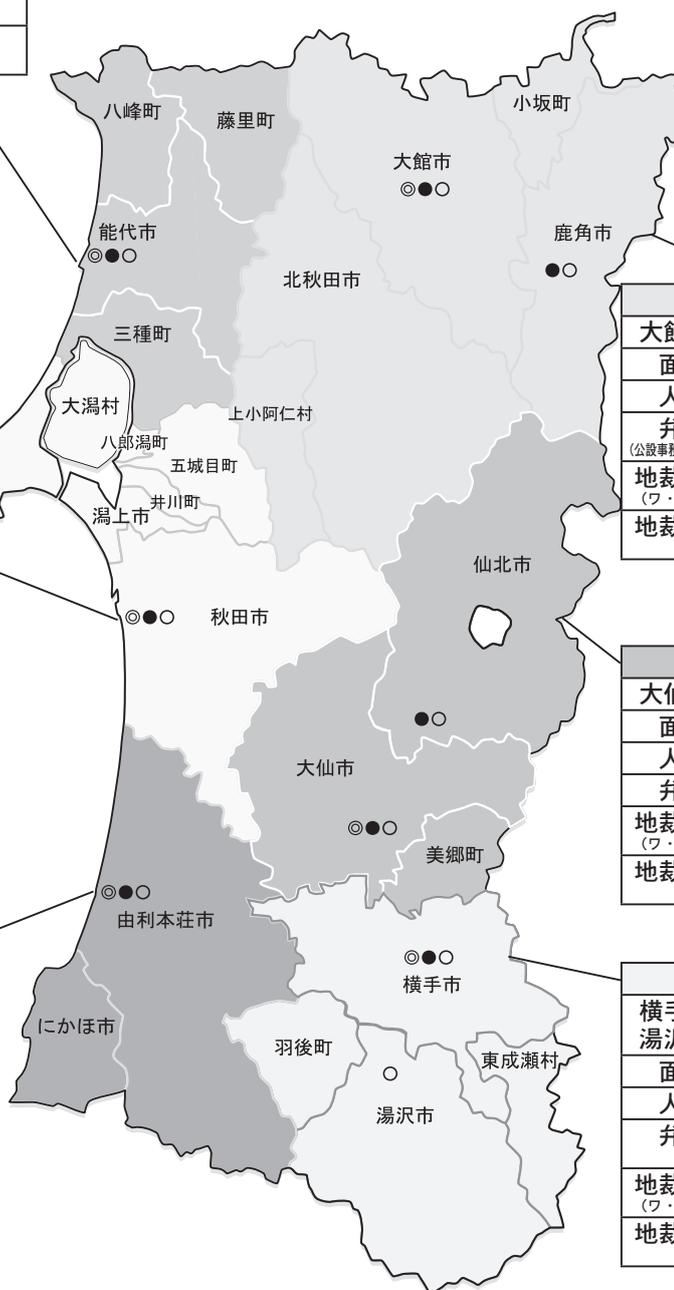
大 館 支 部	
大館法律相談センター	
面 積	3,229km <sup>2</sup>
人 口	14.9 万人
弁護士数 (公設事務所弁護士 2 人を含む)	8 人
地裁民事事件 (ワ・家ホ・手ワ号)	86 件
地裁刑事事件 (わ号)	28 件

秋 田 (本庁)	
秋田弁護士会法律相談センター	
面 積	1,690km <sup>2</sup>
人 口	40.6 万人
弁護士数	49 人 (うち女性弁護士 9 名)
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	330 件
地裁刑事事件 (わ号)	162 件

大 曲 支 部	
大仙法律相談センター	
面 積	2,127km <sup>2</sup>
人 口	13.2 万人
弁護士数	6 人
地裁民事事件 (ワ・家ホ・手ワ号)	53 件
地裁刑事事件 (わ号)	26 件

本 荘 支 部	
由利本荘法律相談センター	
面 積	1,449km <sup>2</sup>
人 口	10.7 万人
弁護士数	4 人
地裁民事事件 (ワ・家ホ・手ワ号)	53 件
地裁刑事事件 (わ号)	19 件

横 手 支 部	
横手法律相談センター 湯沢法律相談センター	
面 積	1,916km <sup>2</sup>
人 口	15.9 万人
弁護士数 (うち女性弁護士 3 名)	7 人
地裁民事事件 (ワ・家ホ・手ワ号)	93 件
地裁刑事事件 (わ号)	33 件



※事件数は平成 25 年度の集計。

※弁護士数は平成 27 年 1 月 1 日現在の数。

## ② 秋田県内の弁護士数の推移

過去10年間の各地域における弁護士数の推移は、下記の表のとおりですが、能代市は平成11年まで弁護士がおらず、横手市も平成11年まで弁護士が1人でした。現在、大館市と横手市における弁護士数は、大幅に増加しています。

県内弁護士数の推移

	秋 田	大館支部	能代支部	本荘支部	大曲支部	横手支部	合 計
2005年(H17)	37	2	2	3	5	3	52
2006年(H18)	37	3	2	3	5	3	53
2007年(H19)	38	4	2	2	5	4	55
2008年(H20)	42	4	3	2	5	4	60
2009年(H21)	42	4	3	2	6	5	62
2010年(H22)	45	5	2	3	6	5	66
2011年(H23)	46	4	2	3	6	5	66
2012年(H24)	47	4	2	4	7	5	69
2013年(H25)	48	5	3	4	6	7	73
2014年(H26)	50	6	3	4	6	7	76
2015年(H27)	49	8	3	4	6	7	77

※いずれもその年の1月31日現在（ただし、平成27年は1月1日現在）

## ③ 秋田地方裁判所の民事事件数の推移

秋田地方裁判所および秋田家庭裁判所の民事事件の件数の過去10年間の推移は、下記の表のとおりです。

過払金請求事件の急増のため平成16年から平成21年にかけては大幅に増加しましたが、過払事件の終息によりその後件数は急速に減少し、平成25年には平成16年を下回っています。

県内における民事事件の推移

	秋田本庁	大館支部	能代支部	本荘支部	大曲支部	横手支部	合 計
H16年	364	62	58	54	78	88	704
H17年	343	70	59	25	86	121	704
H18年	448	133	109	88	91	130	999
H19年	563	250	157	119	114	222	1425
H20年	782	238	155	47	142	219	1583
H21年	942	267	178	249	185	244	2065
H22年	728	233	138	141	157	186	1583
H23年	586	166	110	101	125	127	1215
H24年	452	134	56	73	76	72	863
H25年	330	86	44	53	53	93	659

## ④ 今後の課題

弁護士の絶対数は増加していますが、刑事、民事、家事事件に限らず、弁護士の助力が必要なのに弁護士が付いていない事件はまだ多く、市民が弁護士に身近に相談できるようにするため、土曜法律相談、民事・家事当番制度を開始しました。さらに、市民の弁護士へのアクセスが良くなるよう、一層努力します。

また、いわゆる司法ソーシャルワーク（高齢者・障がい者その他法的サービスの自発的利用が困難な方がかかえる潜在的な諸問題を、司法的な観点を加えて発見・整理した上で、関連する福祉職者等と連携・協同して、総合的な解決を目指す取組）に参加し、中心的な役割を担う等、これまで必ずしも司法による救済が十分に図られていなかった分野においても、積極的に活動していきます。

## 3 ひまわり基金法律事務所

### ① 経緯と意義

かつて、弁護士は大都市に集中し、その反面、裁判所があるのに弁護士がいないかまたは乏しい地域（弁護士ゼロ・ワン地域）が存在し、弁護士へのアクセスの容易性に地域格差が生じていました。これを問題視した日弁連は、対策として平成11年に全弁護士からの特別会費を財源とする「ひまわり基金」を設立し、各地の弁護士会の支援をも得て翌年から日本全国の弁護士ゼロ・ワン地域を中心に「ひまわり基金法律事務所」を順次設置しました。ひまわり基金法律事務所は、平成18年法テラス開設後の現在も、弁護士へのアクセスを容易にし地域格差を解消する役割を変わらず担い続けています。

### ② 県内の所在状況

能代ひまわり基金法律事務所（平成18年4月開設）  
大館ひまわり基金法律事務所（平成19年7月開設）  
白神ひまわり基金法律事務所（平成24年3月開設、能代市）

### ③ 活動状況

ひまわり基金法律事務所は、通常の弁護士の事務所と同様に法律相談や事件を受任しますが、当番弁護士・国選弁護人・民事法律扶助相談・民事法律扶助事件等については受任努力義務があります。会社等の顧問弁護士となることは禁じられており、事務所外では秋田弁護士会法律相談センター及び市町村・福祉団体主催の相談会の相談員を務めるなど、広く市民のニーズに応えるように活動をしています。

### ④ 今後の課題等

地理的のみならず心理的にも弁護士へのアクセスの容易性を高めるため、ひまわり基金法律事務所の存在と活動が一人でも多くの市民に認知されることが今後の課題です。真の地域格差解消のため、各所長弁護士には大都市におけるものと同質以上の司法サービスを提供できるよう日々研鑽を積むことが求められます。

## 4 法律相談センター

### ① 現 状

センター本部（秋田市）においては、弁護士会館における平日午後1時から4時まで、各回相談者5名の枠で法律相談を実施しています。そのほか、相談者への相談担当弁護士の紹介を行って、平日の午前10時から正午までと夜間相談として毎週月曜と木曜の午後5時から7時までの時間帯で、紹介された弁護士の事務所での法律相談が受けられるようになっています。また、平成26年度から相談者の利便性向上のため、土曜日の午前10時から正午までの時間帯で、紹介された弁護士の事務所での法律相談が受けられるようになっています。

次に、センター支部としては、大館、能代、大曲、横手及び本荘の各地裁支部所在地の

ほか、独立簡裁所在地の湯沢を含め6カ所に相談所を設置（うち大曲と湯沢を除く地区は弁護士事務所において相談を実施する弁護士待機制）して、毎週1回午後1時から4時まで各回相談者5名の枠で法律相談を実施しています。

表1のとおり、センター全体では平成25年度に1,500件ほどの法律相談を受けています。各相談センターの近年の充足率は表2のとおりです。

平成26年度からは民事・家事当番弁護士制度がスタートしました。民事訴訟、家事裁判、民事調停、家事調停などを起こされた当事者が気軽にアドバイスを受けることが出来るようにすることを目的に、裁判所からの呼出し状を持参した裁判等の当事者を対象に、初回30分間の無料相談を実施するもので、県内各地域の当番弁護士に相談を申し込めるようになっていきます。

表1 法律相談センターの相談件数の推移と内訳

相談分類	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
家事	653	655	577	575	547	518	3,525
不動産	175	201	204	165	112	139	996
損害賠償	178	201	199	213	257	177	1,225
債権・債務	234	236	233	153	157	157	1,170
倒産	39	32	33	30	16	5	155
労働	69	81	76	82	56	72	436
渉外	4	4	1	0	5	2	16
知的財産権	2	2	5	0	6	2	17
行政	11	6	10	11	19	19	76
その他(民事)	17	14	7	15	45	33	131
サラ金クレジット	2,070	1,582	1,182	679	456	391	6,360
交通事故	33	30	39	45	22	26	195
消費者	42	39	36	35	26	18	196
民暴	1	1	6	0	0	1	9
刑事事件	12	25	36	31	25	32	161
少年事件	4	2	0	3	4	0	13
民事・刑事・行政以外	30	42	37	20	38	0	167
合計	3,574	3,153	2,681	2,057	1,791	1,592	14,848

※4月1日～翌年3月31日まで

表2 各相談センターの充足率

	H21(2009)			H22(2010)			H23(2011)			H24(2012)			H25(2013)		
	相談 日数	相談件数/ 最大コマ数	充足 率												
本庁一般	231	953/1799	53%	234	898/1822	49%	234	830/1824	46%	235	791/1843	43%	235	782/1825	43%
サラクレ <sup>※1</sup>	411	1207/2466	49%	426	919/2556	36%	407	466/2442	19%	426	295/2556	12%	487	199/2922	7%
大館	46	142/230	62%	46	91/230	40%	45	91/225	40%	44	96/220	44%	45	81/225	36%
能代	46	184/230	80%	46	172/230	75%	45	131/225	58%	44	104/220	47%	45	91/225	40%
由利本荘	49	126/245	51%	48	112/240	47%	48	75/240	31%	49	84/245	34%	50	74/250	30%
大仙	47	174/235	74%	48	156/240	65%	47	139/235	59%	50	159/250	64%	49	154/245	63%
横手	49	197/245	80%	48	188/240	78%	48	186/240	78%	49	134/245	55%	50	97/250	39%
湯沢	42	170/210	81%	44	145/220	66%	45	139/225	62%	43	128/215	60%	41	114/205	56%

※1 支部相談含む

## ② これまでの秋田弁護士会の対応

秋田弁護士会の法律相談センターは、当初、相談担当の弁護士紹介のみを実施していましたが、本部及び各支部センターを設置し法律相談センターによって法律相談を行っています。

支部における法律相談センターの充実を進めるため、平成22年から一部弁護士待機制に

変更しました。

### ③ 今後の課題

県民の皆様幅広く法律相談センターを認知していただき、気軽に法律相談を受けていただけるよう、広報等を充実していきます。

## 5 法テラス・法律扶助

### ① 法テラスとは

法的問題を抱える人々がより身近に弁護士や司法書士などを利用することができるよう、平成16年6月2日に施行された総合法律支援法に基づいて日本司法支援センター（愛称「法テラス」）が設立され、全国各地に地方事務所が設置されました。秋田県においても、日本司法支援センター秋田地方事務所（法テラス秋田）が平成18年10月から業務を開始し、平成19年10月からは、スタッフ弁護士が常駐し、平成22年1月から2名体制となり、スタッフ弁護士が刑事弁護活動などで活躍しています。また、鹿角市にも事務所が設置され、スタッフ弁護士1名が常駐し、平成26年9月から業務を開始しています。

法テラスの活動内容は、①法的トラブルにあった人たちに解決のための法制度や弁護士会などの相談機関等の情報を提供するサービス、②民事法律扶助、③国選弁護関係業務、④犯罪被害者支援です。このうち、民事法律扶助には、収入や資産の少ない人を対象に、法テラス秋田、秋田弁護士会の法律相談センターや契約弁護士・司法書士の事務所で無料の法律相談を受けられる法律相談援助と、弁護士・司法書士に依頼する費用を支払う余裕がないという人に対して、法テラスがその費用を一時立替える代理援助および書類作成援助があります。

### ② 法テラス秋田の利用状況

法テラス秋田において、平成21年度から平成25年度までに対応した無料法律相談の件数などは、次のとおりです。

#### ア 情報提供件数

区 分		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
相 談 分 野	家族	669	660	609	511	519
	うち、離婚	312	299	273	190	235
	うち、相続・遺言	216	206	195	160	150
	住まい・不動産	198	154	135	137	135
	生活上の取引	769	688	436	283	305
	うち、金銭借入れ	624	540	341	203	213
	医療・福祉・保険	48	61	66	35	54
	職場	84	95	93	61	61
	人権・人身事故・物損事故・賠償損害	59	55	58	44	47
	民事紛争解決方法（各種裁判手続ほか）	206	266	200	159	96
	防犯・刑事手続・犯罪被害者	44	52	41	35	29
	その他	115	89	108	108	117
	合計	2192	2120	1746	1373	1363
	うち、電話	1644	1580	1301	1073	1039
うち、面談	548	540	445	300	324	
営業日1日当たり相談件数	9.1	8.7	7.1	5.6	5.2	

区 分		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
紹介機関	法テラス秋田, 指定相談所の扶助相談機関	406	439	375	335	620
	弁護士会	149	173	151	198	260
	司法書士会	108	176	83	176	185
	裁判所	68	52	52	23	60
	その他	130	138	108	144	144
	合 計	861	978	769	876	1269

## イ 民事法律扶助制度による援助件数

区 分	法律相談援助 種類別件数					代理援助 種類別件数				
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
金銭 (貸金請求, 損害賠償請求ほか)	381	472	558	661	658	76	69	62	71	76
不動産	79	108	141	160	178	10	13	11	17	20
家事 (離婚, 相続ほか)	569	724	868	999	1044	124	152	162	191	215
労 働	74	65	122	116	121	12	6	9	10	9
保 全	2	3	5	4	5	8	4	9	9	7
破産, 任意整理, 民事再生など	1739	1170	959	968	947	839	787	532	475	458
執行, 競売	5	7	4	14	18	1	10	6	3	8
行 政	25	23	27	43	39	0	0	1	0	0
その他	36	24	23	40	67	0	2	3	7	7
合 計	2910	2596	2707	3005	3077	1070	1043	795	783	800

区 分	書類作成 種類別件数					法テラス秋田でのセンター相談					
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	区 分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
金銭 (貸金請求, 損害賠償請求ほか)	1	1	0	1	0	開催回数	137	140	141	138	140
不動産	0	0	0	1	0	相談件数	600	620	633	589	582
家事 (離婚, 相続ほか)	3	2	4	1	3						
労 働	0	0	0	0	0						
保 全	0	0	0	0	0						
破産, 任意整理, 民事再生など	82	144	75	38	40						
執行, 競売	0	0	1	1	0						
行 政	0	0	0	0	0						
その他	0	0	0	0	0						
合 計	86	147	80	42	43						

区 分	震災法律相談援助		震災代理援助		震災書類作成援助	
	H24年	H25年	H24年	H25年	H24年	H25年
金銭 (貸金請求, 損害賠償請求ほか)	4	2	0	0	0	0
不動産	0	1	0	0	0	0
家事 (離婚, 相続ほか)	3	0	0	0	0	0
労 働	0	0	0	0	0	0
保 全	0	0	0	0	0	0
破産, 任意整理, 民事再生など	2	0	0	0	0	0
執行, 競売	0	0	0	0	0	0
A D R	0	0	0	0	0	0
行政不服申立	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0
合 計	10	3	0	0	0	0

## ウ 国選弁護関連業務

区 分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
被疑者国選	362	533	378	400	326
被告人国選	433	487	427	327	291
合 計	795	1020	805	727	617

## エ 犯罪被害者支援業務

区 分		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
問い合わせ件数	生命・身体犯	4	10	8	3	6
	性犯罪, ストーカー	3	7	5	6	3
	交通犯罪	7	10	10	6	5
	D V, 虐待	2	6	18	20	16
	いじめ・嫌がらせ, セクハラ	16	16	13	10	13
	名誉毀損, プライバシー侵害, 差別	11	8	7	1	4
	その他犯罪被害	23	19	19	5	3
精通弁護士紹介		3	4	4	3	4

## オ 日弁連委託援助業務件数

区 分	被疑者	少年	犯罪被害者	難 民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等	合 計
平成21年	26	26	0	0	5	0	1	1	59
平成22年	16	29	0	0	1	1	0	1	48
平成23年	23	18	1	0	1	2	0	0	45
平成24年	28	27	2	0	0	1	0	1	59
平成25年	46	24	4	0	0	0	0	5	79

### ③ 秋田弁護士会と法テラス

秋田弁護士会は、弁護士会館を含めた法律相談センターを指定相談場所として、必要な人が民事法律扶助制度を利用して法律相談ができるように努めています。秋田弁護士会からは、民事法律扶助の審査担当者を法テラスに派遣したり、法テラスでの法律相談に担当者を派遣するなどしています。

また、法テラスのスタッフ弁護士を除く会員73名中70名が民事法律扶助の契約弁護士として登録して弁護士の事務所でも民事法律扶助制度を利用できるようにしています。さらに、全弁護士76名中64名が国選弁護人、52名が国選付添人を担当し、28名が国選被害者参加弁護士となっています(平成26年9月時点)。

資力が乏しく法的トラブルの解決について依頼できない人々のためにも、国選弁護制度や国選被害者参加制度の維持・運営のためにも法テラスの存在は重要です。秋田弁護士会は、県民への民事法律扶助制度の周知とともに、民事法律扶助制度や国選弁護制度等の運用について法テラスと連携しながら、民事法律扶助における費用の減免制度の拡充や適正な弁護士報酬額など、制度・運用の改善に向けた意見を述べるなどして、より使いやすく、市民の権利擁護に役立つ制度・運用となるよう努めます。

# 4

## 地域と 弁護士との協力

あきたの司法 2015

# 1 法教育

## ① 法教育とは

法教育とは、法律家ではない一般の方を対象とし、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの見方や考え方を身につけるための教育のことです。秋田弁護士会としては、特に、子どもたちを対象に法教育を行い、個人を尊重する自由で公正な民主主義の担い手を育成したいと考えています。

価値観が多様化し、複雑化する現代社会において、法教育の役割はますます重要になってきています。このことは、学習指導要領の改訂において、新たに「法教育」の視点が入り入れられたことから窺えます。法教育はこれから各学校現場において本格的な取り組みが行われていくと思われれます。

## ② 秋田弁護士会の取り組み状況

ア 法教育は、まだまだ新しい教育分野であり、弁護士をはじめとする法律家の積極的な関与が期待されています。法教育は、いわゆる法律の条文や制度を覚える「知識型」の教育ではなく、社会に参加することの重要性を意義づける「社会参加型」の教育です。授業も講義型の一方方向の授業ではなく、ロールプレイなどを用いた双方向的な授業をイメージしています。

イ 秋田弁護士会では、平成17年度東北弁護士会連合会定期弁護士大会（秋田大会）のシンポジウム『法教育の実践をめざして』を行って以降、担当委員会を設け、以下のとおり積極的な取り組みを行っています。

### i ジュニアロースクール

平成18年から毎年1回（平成25年と平成26年は年2回）、県内の中学生を公募し、秋田弁護士会館において、「ジュニアロースクール」という名称で、法教育の実践授業を行ってきました。テーマは、法教育の授業例として代表的な「ルール作り（ある架空の町内会を舞台に、ゴミ収集場所の設置とゴミ収集のルールを作る授業。生徒さんには様々なキャラクターの住民に扮してもらい、議論しながらルールを作ってもらう授業。疑似体験を通じて、良いルールとは何かを考えてもらうものです）」や、「刑事模擬裁判（被告人が否認している刑事事件において、生徒さんには裁判員の立場から被告人が有罪か無罪かを判断してもらう授業）」、最近では、いじめをテーマに扱った授業など、幅広いテーマで授業を行っています。参加人数は、10名から20名程度ですが、参加される生徒さんも増え、好評を博しています。

### ii 出前授業

秋田弁護士会では、学校から依頼を受けて講師を派遣し、「出前授業」を行う態勢をとっています。対象は、小学校、中学校、高等学校いずれでも可能で、扱うテーマも、前述のような法教育のテーマはもちろんですが、いわゆる職業人講話（弁護士の仕事の説明や弁護士になるにはどうすればいいのかなど）、消費者問題を扱う授業（次の項を参照）、裁判員裁判や憲法を扱う授業など、学校のニーズに併せて柔軟に対応することが可能です。

もっとも、出前授業の依頼数は少なく、現在のところ1年に1校程度にとどまっています。

### iii 秋田大学との連携

平成23年、秋田大学教育文化学部井門正美教授と秋田弁護士会の会員の有志とで、「秋田法教育研究会」を設立し、大学の研究者、教員、弁護士とが協同して教材作成や意見交換を行うなどの活動をしています。

## ③ 課題

県内教育関係者（とくに、社会科担当の先生方）との連携が不可欠であろうと考えています。今後はよりいっそう教育界へ積極的に働きかけ、「法教育」の実践と普及に努めたいと考えています。

## 2 講師派遣等

### ① 現状

秋田弁護士会では、弁護士が講師となる講演会・研修会への講師派遣を行っています。ご希望のテーマ・趣旨に応じてその専門知識を持つ弁護士を講師として派遣するものです。地方自治体、消費者団体、人権団体、小中高校、大学、警察学校等の公共団体・機関、また、町内会・婦人会等の諸団体・組織及び企業・会社が希望される講演場所に秋田弁護士会所属の弁護士が出向きます。

なお、法教育の普及・発展のための活動として小学校・中学校・高等学校に講師を派遣する「法教育出前授業」も行っています（これについては「4-1 法教育」の箇所をご参照ください）。

### ② 今後の活動目標

講師派遣については弁護士会のホームページ等で広報してきていますが、今後も県民の方々に、弁護士会が講師派遣に応じていることを知っていただくための工夫をしていきたいと考えています。また、講師の技量を充実させるため、専門分野ごとの研修等に力を入れていかなければなりません。

### ③ 今後の活動目標

県民の方々からの要請に応じて講師派遣をするだけでなく、社会の弁護士に対する要請に応じるため、弁護士会から積極的に講師派遣する取組をしていくことも必要と考えています。

## 3 自治体との協力

### ① 現状

早期かつ適切な県民の法律問題解決のためには、身近な存在である自治体やその他の団体との協力が有効です。そのため、秋田弁護士会は、自治体等が実施している無料法律相談に弁護士を派遣し、また、自治体等が開催する講演会や学習会等に講師を派遣するなど自治体等の活動に協力しています。

平成25年度に秋田弁護士会として弁護士を派遣した自治体等での法律相談活動は以下のとおりです。

自治体	住所	連絡先	実施回数
秋田市	秋田市山王1-1-1 市民相談センター (相談場所：市民相談センター・土崎支所・ 西部市民サービスセンター・秋田テルサ)	018-866-2039 (予約全て)	42
鹿角市	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0203(代表)	3
大仙市	大仙市大曲大町7-6	0187-62-1713	4
由利本荘市	由利本荘市尾崎17	0184-24-6251	5
羽後町	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	0183-62-1111(代表)	6
横手市	横手市横山町1-1	0182-33-9600	10
五城目町	南秋田郡五城目町西礎ノ目1-1-1	018-852-5300	3
秋田市社会福祉協議会	秋田市八橋1-8-2	018-862-7445	13
八郎潟町社会福祉協議会	南秋田郡八郎潟町字家ノ後23-3	018-875-3871(代表)	4
井川町社会福祉協議会	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-2611(代表)	2
大仙市社会福祉協議会	大仙市小貫高畑字中荒所60-5	0187-63-0277	18
同 神岡支所	大仙市神宮寺字蓮沼17	0187-72-2948	
同 西仙北支所	大仙市刈和野字本町5	0187-75-1145	
同 中仙支所	大仙市長野字茶畑141	0187-56-4670	
同 協和支所	大仙市協和境字野田4	018-892-3532	
同 南外支所	大仙市南外字下袋218	0187-74-2097	
同 仙北支所	大仙市板見内字一ツ森410	0187-69-7799	
同 太田支所	大仙市太田町横沢字窪関南501	0187-88-2940	
由利本荘市社会福祉協議会	由利本荘市瓦谷地1	0184-23-5519(代表)	5
同 西目支所	由利本荘市西目町沼田字新道下2-548	0184-33-2342(代表)	
同 岩城支所	由利本荘市岩城内道川字馬道43-1	0184-73-3300(代表)	
同 由利支所	由利本荘市前郷字御伊勢下4-1	0184-53-2757(代表)	
公益財団法人 秋田県長寿社会振興団	秋田市御所野下堤5-1-1	018-829-4165	24
秋田県身体障害者福祉協会 〔「障害者110番」〕	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2780	12
秋田県男女共同参画センター	秋田市中通2-3-8 アトリオン6階	018-836-7846	9
同 北秋田市相談	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1256	
同 横手市相談	横手市旭川1-3-46	0182-32-3294	
秋田県生活センター 〔「多重債務に係る日曜相談」〕	秋田市中通2-3-8 アトリオン7階	018-835-0999	12
公益財団法人 あきた企業活性化センター	秋田市山王3-1-1	018-860-5610	24

(自治体相談の一部であり、実施回数が多いものを載せています)

## ② 今後の活動

秋田県内の無料法律相談活動は、多くの自治体で実施されていますが、無料法律相談活動を実施していない自治体も少なくありません。一方で、複数の自治体へ自殺予防の法律相談で弁護士派遣をしたり、秋田県身体障害者福祉協会へ「障害者110番」のため2ヵ月に1度弁護士を派遣するなど、様々な社会問題について自治体等と協力することが多くなってきています。今後も、秋田弁護士会は、自治体等と連携して全ての県民に法的なサービスが届くような態勢を構築するために努力します。さらに、秋田弁護士会の消費者問題対策委員会による各自治体の消費生活相談員との情報・意見交換会や、高齢者・障害者問題対策委員会による自治体担当者や社会福祉士らとの「高齢者・障害者問題に関する学習懇談会」など、県民の法律問題が適切に解決できるよう自治体の法律相談窓口担当者や各種専門家と連携する活動をさらに進めます。

## 4 ADR

ADRとは、裁判外紛争解決手続の略称で、裁判によることなく、法的なトラブルを解決する方法、手段を言います。仲裁、調停、あっせんなど様々なものがあります。

従前、秋田県内には、労働局（個別労働関係紛争あっせん制度）、建設工事紛争審査会、公害審査会、男女共同参画苦情処理審査会などの行政が運営するADRがありました。また、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、国土交通大臣の指定によって秋田弁護士会に設けられた住宅紛争審査会があり、法律専門家である弁護士と建築専門家である一級建築士で建築紛争の調停などに当たってきました。平成19年4月から「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）が施行され、民間事業者が法務大臣の認証を受けて紛争解決サービスを提供できるようになりました。裁判の他に市民にとってより身近な紛争解決のための機関を設営して、紛争内容に適した紛争解決サービスを選択することができるようにすることが目的でした。認証を受けた紛争解決機関によるADR手続には、時効中断効や訴訟手続の中止等の法的効果が認められるために、市民にとってより利用しやすくなりました。

上記のADR法では、弁護士でない者が手続実施者となる場合に、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関して専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにする措置を定めていることが認証のための要件とされており、秋田弁護士会は、これまで、秋田県土地家屋調査士会及び、秋田県社会保険労務士会とそれぞれ基本協定を締結しています。その結果、平成22年9月に土地の境界紛争に関し「秋田境界ADR相談室」が、平成23年4月に個別的労働紛争に関する「社労士会労働紛争解決センター秋田」がそれぞれ設立されました。

なお、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争について、平成25年10月1日、秋田県司法書士会が「秋田県司法書士会調停センター（りりいふ）」を開設しています。

ADRは、ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能であるなど、紛争解決が簡易、迅速に実現できる点に特色があります。他方、民間事業者のADRでは、紛争解決手続に関与する者が紛争解決の手順や手続保障について十分な知識を有しない場合もあるので、弁護士がその知識を補完する必要があるため、秋田弁護士会は今後とも設立されるADRに関し、積極的に関与していく予定です。



5

# 裁判所・検察庁に 向けた働きかけ

あきたの司法 2015

# 1 裁判所

## ① 現 状

ア 現在、秋田県内には、高等裁判所として、仙台高等裁判所秋田支部（秋田市）があります。地方及び家庭裁判所としては、秋田市に秋田地方裁判所・家庭裁判所本庁があり、大館、能代、本荘、横手、大曲の各支部が置かれています。また、秋田家庭裁判所大館支部には鹿角出張所がおかれ、秋田家庭裁判所大曲支部には角館出張所がおかれています。そして、秋田、男鹿、能代、本荘、大館、鹿角、横手、湯沢、大曲及び角館の各簡易裁判所が置かれています。

イ 秋田地家裁管内の本庁・支部・出張所における裁判官数と民事事件や破産事件数とその推移は表1のとおりです。

裁判所に申立てされる民事事件数は、平成21年までは増加の一途でしたが、その後は毎年減少し、平成25年の申立件数は10年前とほぼ同程度かやや少なくなっています。破産事件や刑事事件も年々減少しています。また、家事事件のうち、親権者変更や養育費請求、子との面接交流などの家事調停は本庁や本荘支部で増加傾向にありますが、離婚請求などその他の家事調停や人事訴訟（離婚訴訟など）は横ばいか減少傾向にあります。

ウ 裁判官数は、ここ10年を見ても、地裁・簡裁ともほとんど変わりません。また、本荘支部は裁判官が常駐しておらず、開廷日は週2日しかありません。大館支部と大曲支部では、裁判官3名で審理する合議事件の際に本庁から裁判官が補充されていますが、医療過誤事件や建築紛争等の専門性の高い訴訟は本庁で審理されることが多くなっています。さらに、平成19年1月から、本荘支部の民事執行事件が本庁に移管されるなど、事件処理の本庁集中が進められています。

平成18年から始まった労働審判は本庁でしか審理されませんし、平成21年から始まった裁判員裁判も実施されるのは秋田地裁本庁だけとされています。

## ② 課 題

事件数は減少していますが、家事調停の申立て件数はさほど変わらず、子との面接交流や親権者変更など、複雑で解決が難しい事件が増加傾向にあります。また、家事事件の中でも遺産分割等の家事調停は、解決までに長期間かかることが少なくありません。これらの家事調停には、早い段階から裁判官が積極的に関与すれば早期の解決が期待できると解されますが、裁判官が多忙でなかなか実現していません。その理由のひとつは、裁判官が家事事件だけを担当するのではなく、民事あるいは刑事事件担当裁判官が兼任で家事事件を担当しているからです。また、裁判所支部では、一人の裁判官が、民事、刑事及び家事などを全て担当しています。裁判官を増員して、裁判官にじっくりと事件を担当してもらうとともに、家事調停などで早期から裁判官が積極的に関与できるようにすべきです。さらに、本荘支部にも裁判官を常駐させ、もっと地域の人々にとって使いやすい裁判所とする必要があります。

そして、もっとも住民に身近な裁判所である家庭裁判所や簡易裁判所の家事調停・審判や民事調停を迅速で気軽に利用できる紛争解決のための司法手続きとする必要があります。このためには、民事調停や家事調停における弁護士の調停委員を増員することで、調停制度をより適切で迅速な紛争解決の場とする必要があります。

表1 秋田管内の裁判所における裁判官と事件数の推移

庁名	年度	裁判官数(兼任数・*填補)				新受事件数						
		民事	刑事	家裁	実数	民事(一般)	破産	刑事	人事	調停 <sup>1</sup> *	調停 <sup>2</sup> *	
仙台高裁秋田支部	H16年					122		59				
	H17年	6(3)	6(3)	6(3)	3	119		64				
	H18年	6(3)	6(3)	6(3)	3	150		61				
	H19年	6(3)	6(3)	6(3)	3	137		35				
	H20年	6(3)	6(3)	6(3)	3	117		49				
	H21年	6(3)	6(3)	6(3)	3	132		47				
	H22年	6(3)	6(3)	6(3)	3	146		49				
	H23年	6(3)	6(3)	6(3)	3	126		44				
	H24年	6(3)	6(3)	6(3)	3	120		41				
	H25年	6(3)	6(3)	6(3)	3	82		33				
	H26年	6(3)	6(3)	6(3)	3							
地裁・家裁	本庁	H16年				364	826	323	30	168	292	
		H17年	5	3	4(4)	8	343	856	379	48	170	268
		H18年	5(1)	4(1)	5(5)	9	448	792	385	41	163	242
		H19年	5(1)	4(1)	5(5)	9	563	622	244	34	159	241
		H20年	5	3	4(4)	8	742	587	236	36	189	254
		H21年	6(1)	3(1)	6(6)	8	911	524	216	30	166	247
		H22年	7(1)	3(1)	6(6)	8(1*)	692	638	225	36	212	258
		H23年	7(1)	3(1)	6(6)	8(1*)	551	477	243	34	182	211
		H24年	7(1)	3(1)	6(6)	8(1*)	402	312	202	49	242	208
		H25年	7(1)	3(1)	6(6)	8(1*)	330	213	162	30	226	203
		H26年	7(1)	3(1)	6(6)	8(1*)						
	能代	H16年					58	183	21	2	37	55
		H17年	1(1)	1(1)	1(1)	1	59	139	43	2	23	44
		H18年	1(1)	1(1)	1(1)	1	109	125	37	0	29	46
		H19年	1(1)	1(1)	1(1)	1	157	144	29	4	28	45
		H20年	1(1)	1(1)	1(1)	1	153	124	24	1	33	34
		H21年	1(1)	1(1)	1(1)	1	173	77	36	5	24	41
		H22年	1(1)	1(1)	1(1)	1	134	90	17	4	39	36
		H23年	1(1)	1(1)	1(1)	1	100	102	27	10	33	53
		H24年	1(1)	1(1)	1(1)	1	50	48	15	6	29	38
		H25年	1(1)	1(1)	1(1)	1	44	59	13	6	24	33
		H26年	1(1)	1(1)	1(1)	1						
	本荘	H16年					54	164	19	6	22	53
		H17年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	25	172	22	6	30	60
		H18年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	88	115	13	3	17	56
		H19年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	119	112	25	5	34	50
		H20年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	130	82	47	11	53	63
		H21年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	236	100	19	13	42	58
		H22年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	131	83	16	10	26	49
		H23年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	96	62	22	5	49	41
		H24年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	65	66	11	8	46	56
		H25年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	53	40	19	6	39	38
		H26年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)						
	大館	H16年					62	254	113	3	51	60
		H17年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	70	256	102	2	30	46
		H18年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	133	221	76	12	33	54
H19年		3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	250	222	60	9	52	65	
H20年		3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	233	200	70	5	63	59	
H21年		3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	256	157	76	11	41	73	
H22年		3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	226	119	58	7	35	49	
H23年		3(3)	3(3)	3(2)	2(1*)	159	88	53	7	53	46	
H24年		3(3)	3(3)	3(2)	2(2*)	126	60	32	8	38	39	
H25年		3(3)	3(3)	3(2)	2(2*)	86	55	28	3	27	45	
H26年		3(3)	3(3)	3(2)	2(2*)							

裁判所・検察庁に  
向けた働きかけ

庁名	年度	裁判官数（兼任数・*填補）				新受事件数						
		民事	刑事	家裁	実数	民事（一般）	破産	刑事	人事	調停 <sup>1</sup> *	調停 <sup>2</sup> *	
地裁・家裁	横手	H16年				88	292	70	18	56	119	
		H17年	1(1)	1(1)	1(1)	1	121	251	77	10	43	84
		H18年	1(1)	1(1)	1(1)	1	130	204	56	19	45	91
		H19年	1(1)	1(1)	1(1)	1	222	229	82	6	35	66
		H20年	1(1)	1(1)	1(1)	1	208	199	60	10	39	92
		H21年	1(1)	1(1)	1(1)	1	235	233	51	8	66	78
		H22年	1(1)	1(1)	1(1)	1	181	141	49	5	76	81
		H23年	1(1)	1(1)	1(1)	1	118	98	58	9	43	70
		H24年	1(1)	1(1)	1(1)	1	68	79	26	4	47	66
		H25年	1(1)	1(1)	1(1)	1	93	81	33	6	59	66
	H26年	1(1)	1(1)	1(1)	1							
	大曲	H16年					78	268	98	13	20	58
		H17年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	86	239	81	15	29	62
		H18年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	91	262	59	4	29	42
		H19年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	114	228	51	7	43	67
		H20年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	129	170	86	13	31	34
		H21年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	177	152	56	8	23	41
		H22年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	150	123	49	7	33	65
		H23年	3(3)	3(3)	3(2)	1(2*)	119	74	52	6	35	35
		H24年	3(3)	3(3)	3(2)	1(2*)	71	58	30	3	30	34
		H25年	3(3)	3(3)	3(2)	1(2*)	53	51	26	7	20	45
	H26年	3(3)	3(3)	3(2)	1(2*)							
	鹿角出	H16年								0	20	17
		H17年								0	6	17
		H18年								0	11	15
		H19年								0	23	18
		H20年								0	3	15
		H21年								0	6	8
		H22年								0	16	12
		H23年								0	11	14
		H24年								0	22	16
		H25年								0	14	12
	角館出	H16年								0	5	30
		H17年								0	12	25
		H18年								0	14	20
		H19年								0	16	25
H20年									0	9	20	
H21年									0	10	18	
H22年									0	14	9	
H23年									0	14	15	
H24年									0	9	21	
H25年									0	9	18	

※調停1は、養育費や遺産分割など調停が成立しない場合は審判に移行する調停

※調停2は、離婚や慰謝料請求など上記以外の調停

### ③ 今後に向けて

秋田弁護士会は、裁判官増員、特に本荘支部に裁判官を常駐させること、弁護士の調停委員の増員等について、裁判所と協議するとともに、日弁連とともに粘り強く要求していきます。

また、裁判所に市民の声を反映させるシステムとして、秋田地方裁判所委員会と秋田家庭裁判所委員会があります。いずれも裁判所の運営に市民の意見を反映させるための委員会で、裁判官、検察官、弁護士の委員もいますが、全委員の3分の2以上は市民委員で構

成されています。これまで、この秋田の裁判所委員会の市民委員らの提言で、秋田県内の裁判所の本庁と各支部において、利用者アンケートが実施されるようになりました。市民委員の意見で、「裁判所前」というバス案内がされるようにもなりました。秋田弁護士会は、裁判所委員会の活動を積極的に支援していきます。

## 2 検察庁

### ① 現 状

秋田県内には、秋田市に秋田地方検察庁があり、大館、能代、大曲、横手及び本荘に各支部があります。また、比較的軽微な刑事事件を取り扱う区検察庁として、秋田、男鹿、能代、本荘、大館、鹿角、横手、湯沢、大曲及び角館の各区検察庁があります。検察官数は検事正も含めて14名でそのうち6名が副検事です。平成26年度の秋田地方検察庁の検察官の配置状況は、表2のとおりであり、正検事のうち7名は秋田の本庁におり、能代、大曲及び横手支部には正検事が常駐していませんし、本荘支部と能代支部には正・副検事も常駐していません。

また、平成18年以降の秋田地方検察庁管内の道路交通法を除く事件の新受件数、公判請求数の推移は、表3のとおりです。

表2 平成26年度の検察官数

検察官数	正検事	副検事
秋田地検本庁	7	
秋 田 区 検	(1)	3
男 鹿 区 検		(1)
能代支部・区検		(2)
本荘支部・区検		(1)
大館支部・区検	1	1
鹿 角 区 検		(1)
横手支部・区検	(1)	1
湯 沢 区 検		(1)
大曲支部・区検	(1)	1 + (1)
角 館 区 検		(2)
合 計	8	6

表3 秋田地方検察庁管内の事件数と検察官数の推移

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
新受事件数(※)	9163	7890	6962	6604	6325	5608	5355	4786
公判請求数	828	703	719	645	599	583	429	392
検察官数	14	14	14	14	15	15	15	14
正検事数	6	7	7	7	7	7	7	6

※道路交通法違反を除く

### ② 課 題

事件数、公判請求数とも平成18年以降は減少傾向となっておりますが、それでも、新受件数だけを見ても検察官一人あたり400件前後となっております（検事正、次席検事を除く）、もともと少ない検察官の配置であるため、裁判員制度の実施以後は、かなりの加重負担になっていると考えられます。検察官不足は、追起訴が遅れ、そのため被疑者・被告人の勾留や裁判が長期化したり、多数の被害者がいる複雑な事件の処理が遅れて被害者救済に支障が生じてしまうことが心配されます。

また、全国的規模において検察庁支部における検察官の非常駐化が進み、本庁に検察機能が集中する傾向が顕著となっております。秋田地方検察庁においても同様になっていきます。現に、能代支部では、平成24年8月以降、常駐の副検事もいなくなり、以後、非常駐検察庁として常態化しています。支部管内の検察官非常駐の結果、これまでより身柄拘束期間が延びる虞れや、併任検察官の負担増により裁判期日の調整が困難となり判決まで長期化する虞れが生じることが危惧され、被疑者・被告人をはじめ事件関係者に多大な不利益、負担を与えかねないこととなります。

裁判所・検察庁に  
向けた働きかけ

### ③ 今後に向けて

検察官，特に，正検事を増員するとともに，検察官の非常駐支部をなくすことが必要です。秋田弁護士会は，引き続き，自治体や地方議会あるいは日弁連とともに，粘り強く検察官の増員と，検察官の非常駐支部をなくす要求をしていきます。

## 3 刑事施設

平成18年5月24日，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（現在の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律。以下，刑事収容処遇法といいます）が施行されました。それまでの監獄法が，施設の管理に重点を置いた法律であったのに対し，刑事収容処遇法は，受刑者の人間性を尊重し，改善更生の意欲を喚起させ，社会生活に適應する能力の育成を図るために適切な処遇を行うことを目的としています。

そして，真の改善更生と社会復帰に資する行刑（懲役や禁固刑の執行をすること）運営を実現するためには，行刑施設が世間から孤立したものであってはならず，国民に行刑施設内の情報を明らかにして，行刑運営に対する国民の理解を得るとともに，その運営の在り方などについて，社会の常識が十分に反映されるようにしなければなりません。

そこで，刑事収容処遇法は，刑事施設に，刑事施設視察委員会を置き，委員会は，置かれた刑事施設を視察し，その運営に関し，刑事施設の長に対し，意見を述べるものとなりました。秋田刑務所においても，視察委員会が設置され，4名の委員で構成されていますが，その内の1名は，秋田弁護士会から推薦された弁護士が選任されています。委員会の委員は，受刑者からの意見を聞き，毎年度末に所長宛てに意見書を提出し，問題点を指摘して，その改善を促す等しています。

また，秋田弁護士会の人権擁護委員会には，毎年秋田刑務所の受刑者から，処遇内容等に対する人権救済の申し立てがなされ，人権侵害を認定した場合は，是正の勧告を行っています。平成15年6月には，受刑者からの申し立てにより，秋田刑務所に対し，月1回の割合で実施される避難訓練の際に行われていた折敷（強制的に片膝をつかされ，身体を折り曲げて頭を深く下げさせる行為）を受刑者に強制しないようにすべきである，との勧告を行い，その後，折敷が行われなくなる等，刑務所内における人権救済の実現に努力しています。さらに，平成26年12月には，糖尿病に罹患した秋田刑務所の収容者に対する診察及び医薬の処方が適切に行われなかったことについて，同刑務所に対し，今後同様の事態が生じないように，速やかに適切な医療体制を構築し，再発防止の措置を講じるよう勧告しました。

# 秋田弁護士会常設相談窓口

## 法律相談は、原則として電話予約が必要です。

予約受付時間は、平日、午前9時から午後5時までです。相談は原則予約制となっております。

予約なく来訪された場合は、他の予約が入っているためお待ちいただくか、その日のご相談に応じられない場合がありますので、事前に電話で予約を取るようして下さい。予約を取り消す場合も、必ず電話でご連絡を下さい。

## 【一般法律相談等】

(予約電話：018-896-5599)

### 秋田市での有料法律相談

相談料：30分以内5,000円（これに消費税がかかります）

相談者の収入等によっては、法テラスの相談援助（無料相談）を利用できる場合があります。

事件依頼：担当弁護士に直接事件を依頼することもできます。

事件を依頼する場合の着手金等は、担当弁護士に直接お尋ね下さい。

### 秋田弁護士会館での法律相談

相談日時：平日、午後1時～4時

### 法律事務所での法律相談

実施日時：平日、午前10時～正午／土曜日、午前10時～正午

毎週月・木曜日は、午後5時～7時の相談を予約することもできます。

実施場所：秋田弁護士会法律相談センターが案内する秋田市内の法律事務所

### 秋田市以外での有料法律相談

相談料：30分以内5,000円（これに消費税がかかります）

相談者の収入等によっては、法テラスの相談援助（無料相談）を利用できる場合があります。

事件依頼：担当弁護士に直接事件を依頼することもできます。

事件を依頼する場合の着手金等は、担当弁護士に直接お尋ね下さい。

平成27年3月時点での秋田市以外での相談日は以下のとおりです。

大館市

相談日：毎週金曜日

能代市

相談日：毎週金曜日

由利本荘市

相談日：毎週木曜日

大 仙 市  
相談日：毎週火曜日

横 手 市  
相談日：毎週木曜日

湯 沢 市  
相談日：毎週月曜日

#### サラ金・クレジット等多重債務に関する相談

実施日時：秋田市 平日，午前9時～午後5時  
秋田市以外 不定期のため，相談日については電話でお問い合わせ下さい。  
実施場所：秋田弁護士会法律相談センターが案内する法律事務所  
相談料等：初回に限り30分以内無料  
2回目以降の相談につきましては，30分以内5,000円（これに消費税がかかります）  
事件を依頼する場合の着手金等は，担当弁護士に直接お尋ね下さい。

### 【無料法律相談】

**(予約電話：018-896-5599)**

#### 交通事故相談

実施日時：毎週水・金曜日 午前9時30分～正午  
相談場所：秋田弁護士会館

#### 子どもの人権無料法律相談

日時・場所とも電話でお問い合わせ下さい。

#### 犯罪被害に遭われた方のご相談（犯罪被害者支援センター）

日時・場所とも電話でお問い合わせ下さい。

#### 東日本大震災の被災者の方の法律相談

日時・場所とも電話でお問い合わせ下さい。

#### 中小企業・個人事業に関するご相談

予約電話は，0570-001-240（全国共通）です。  
日時・場所とも電話でお問い合わせ下さい。

### 【その他，各種法律相談】

**(予約電話：018-896-5599)**

以下は有料相談になりますが，法テラスの相談援助（無料相談）を利用して無料で相談できる場合があります。

#### 高齢者障害者のための支援センター

相談料：30分以内5,000円（これに消費税がかかります）

出張相談も実施しております（別途旅費日当もかかります）。  
日時・場所とも電話でお問い合わせ下さい。

### 民事介入暴力被害者救済センター

相談料：30分以内5,000円（これに消費税がかかります）

日時・場所とも電話でお問い合わせ下さい。

## 【その他、各種制度のご案内】

### 刑事当番弁護士（弁護士の派遣・推薦）

秋田弁護士会では身体を拘束されている刑事事件（少年事件を含む）の被疑者（起訴前）の要請に基づき弁護士を1回無料で派遣する制度（当番弁護士制度）を運営しています。

当番弁護士の派遣を希望される場合は、秋田弁護士会に電話（018-862-3770）をお願いいたします。

### 民事・家事当番弁護士制度

民事訴訟，家事裁判，民事調停，家事調停などを起こされた当事者が専門家のアドバイスを受けられるようにすることを目的に，裁判所からの呼び出し状等が届いた方を対象に初回30分間の無料相談を受け付けております（対象となるかどうかはお問い合わせ時にご確認ください）。相談を希望される方は，訴状や呼び出し状等，裁判所から届いた書類を用意し，秋田弁護士会にお電話（018-896-5599）をお願いいたします。



〒010-0951  
秋田市山王六丁目2-7  
秋田弁護士会  
URL <http://akiben.jp/>  
TEL: 018-862-3770  
FAX: 018-823-6804



**あきたの司法 2015** (秋田地域司法計画)

発行日 2015年(平成27年)3月

発行者 秋田弁護士会

〒010-0951

秋田市山王六丁目2番7号

TEL 018-862-3770

FAX 018-823-6804

製作 秋田文化出版